

ときわ子どもプラン

第2期伊是名村子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
伊是名村



ごあいさつ

本村におきましては、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境の整備を図るために、平成24年8月に成立しました「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第1期伊是名村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という）を策定いたしました。その後本村では、子ども医療費について入院・通院とも高校生まで無償化しました。また、子どもの放課後における居場所づくりや結婚祝い金・出産祝い金、給付型奨学金制度の創設、学校給食費の一部助成など、新たな施策を展開してまいりました。

今後とも、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築に向けて、地域をあげて取り組んでいく必要がございます。

一方、国は「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに教育・保育における待機児童ゼロを目指すことや、放課後児童クラブについても、待機児童解消を目指した「新・放課後子ども総合プラン」を推進しております。また、2019年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、子育て支援施策の一層の推進を図っております。

こうした中、第1期計画が令和元年度末で終期を迎えますことから、第1期計画での取り組みの成果や課題等踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、このたび、「第2期伊是名村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたりましては、計画の基本理念であります「子どもの羽ばたく力をみんなで育むしま 伊是名村」のもと、引き続き「子どもの最善の利益」を保障することを念頭に、本村の子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、地域社会全体で支援する環境を整えていく所存であります。

今後とも、村民の皆さまをはじめ関係者の皆様の、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました保護者の皆様、また、計画策定に対するご審議や貴重なご意見をいただきました「伊是名村子ども・子育て会議」の委員の皆様並びに関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

伊是名村長 前田 政義

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4

第2章 子どもと家庭を取り巻く動向

1. 人口等の動向	7
2. 世帯・就業の動向	14
3. 母子保健の状況	18
4. 教育・保育の状況	20

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	23
2. 基本事項（量の見込み及び確保方策）	24
3. 基本目標	24
4. 子ども・子育て支援施策の体系図	26

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定	27
2. 児童人口の推計	28
3. 量の見込み算出の基本的な考え方(手順)	30
4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	32
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	34
6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策等	40

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標1 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進	41
基本目標2 子どもを安心して生み育てる環境づくり	49
基本目標3 要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進	60

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進	65
----------	----

資料編

●主な調査結果の概要（子ども・子育て支援に関する調査（就学前児童））	69
------------------------------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では急速な少子化の進行とともに、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、こどもへの貧困の連鎖など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、国は子育てをめぐる現状・課題を踏まえ、国や地域をあげて社会全体で子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させました。

「子ども・子育て支援法」では「子ども・子育てを社会全体で支援」、「全ての子どもへの良質な生育環境を保障」、「地域の実情に応じた総合的・効率的な支援」を理念とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとしています。また、そのための具体的な取り組みについて、同法で「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

これにより、本村では平成27年3月に「第1期伊是名村子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という）」を策定し、これまで地域、事業者、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

この間、子ども医療費について入院・通院とも高校生まで無償化したことや、子どもの放課後における居場所の運営支援、結婚祝い金・出産祝い金の支給、給付型奨学金制度の創設など新たな子育て支援施策を展開してきました。そうしたこともあり、本村の総人口は減少傾向にあるものの、就学前人口は平成26年以降増えてきています。また、小学生人口も減少傾向から平成27年以降はほぼ横ばいとなっています。

一方、保育士の確保が困難な状況が続いており、4歳児については平成28年度より幼稚園で受け入れています。

こうした中、第1期計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、本村の子どもの健やかな育ちと家庭における子育てを、地域社会全体で支援する環境を整えていくために、これまでの取り組みと地域の実情を踏まえて「第2期伊是名村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援行動計画としての性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定指針において定める、計画の視点や内容に関する事項の一部を包含しています。従って、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせています。

■次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援事業計画との関係について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されました。この法律は平成26年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。

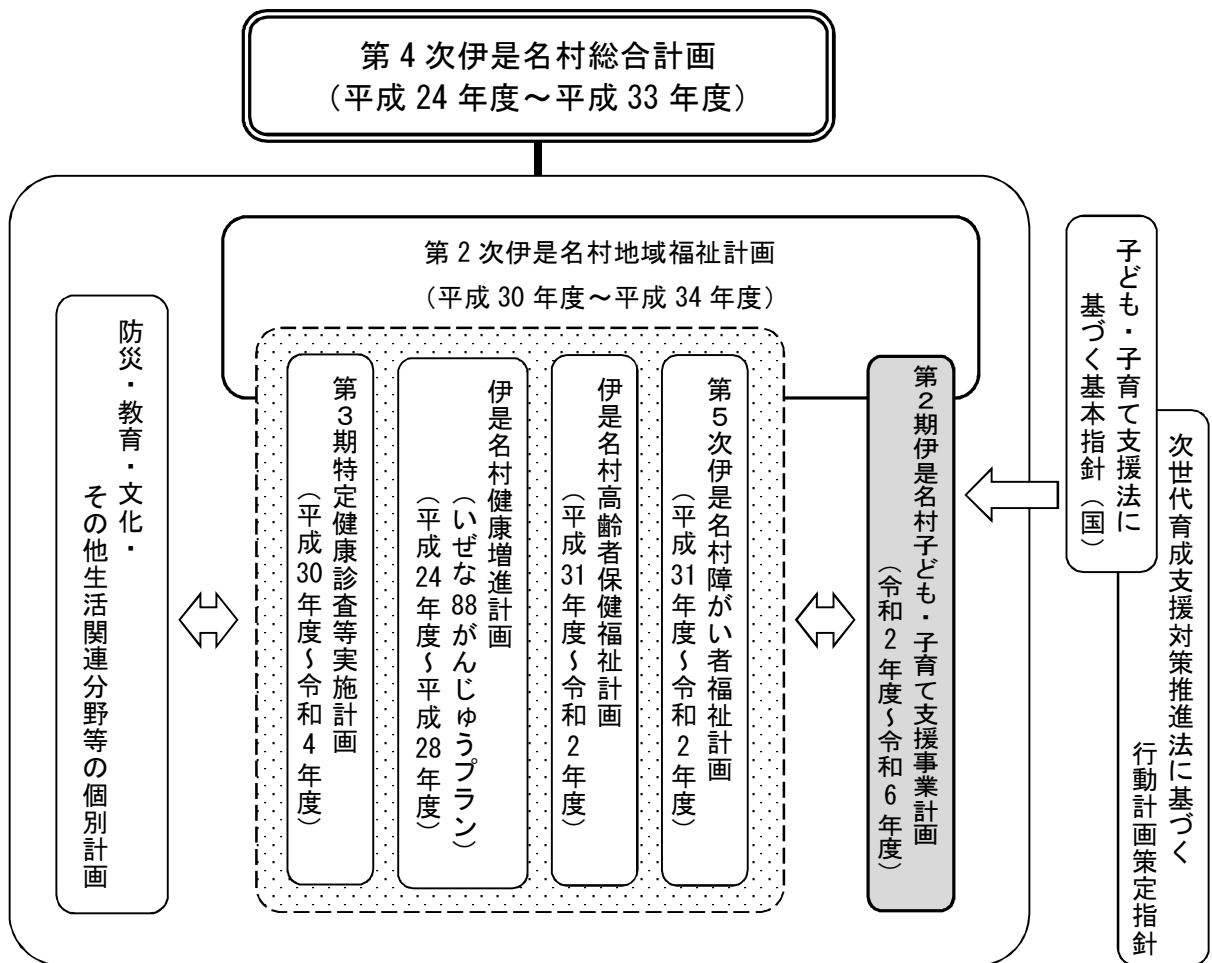
また、同法の成立時には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を市町村に義務付けていましたが、法改正により市町村行動計画の策定は任意となりました。

なお、「行動計画策定指針」では、策定が任意化された市町村行動計画について、各地域の実情に応じ、「行動計画策定指針」で示す内容のうち、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えないとしています。

また、指針では市町村行動計画について、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えないとしています。

(3) 関連する計画との整合

- 本計画は村の最上位計画である「第4次伊是名村総合計画」に則するもので、総合計画の個別計画として位置づけます。
- 本計画は村の福祉分野の上位計画である「第2次伊是名村地域福祉計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「第5次伊是名村障がい者福祉計画」、「伊是名村高齢者保健福祉計画」及び関連する他分野の個別計画と整合性を図ります。
- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針を踏まえた計画とします。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針の内容の一部を踏まえた計画とします。



3. 計画の対象

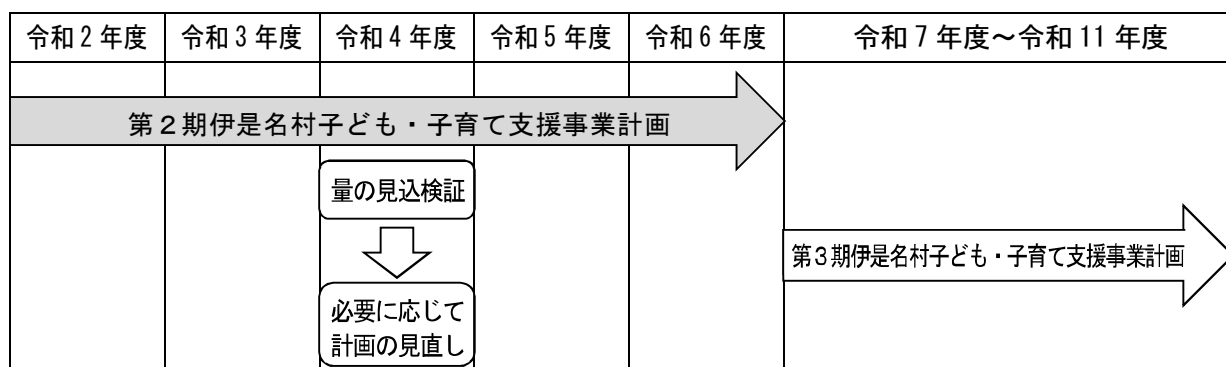
本計画は、おおむね18歳までのすべての子どもとその家庭及び地域、学校、事業所、行政など子ども・子育てに係る様々な主体が対象となります。

4. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年度となる令和4年度を目安として、本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と実際の認定状況・利用状況等に乖離がある場合は、本計画の見直しを行います。

< 計画期間 >



5. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、本村の子どもの教育・保育に関わる現状や子育てのニーズを把握するなど、計画策定の基礎資料を得るために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(アンケート調査)を実施しました。

調査は、就学前児童のいる全ての世帯を対象に保護者の就労状況や家庭の状況等を把握しました。また、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業に関するニーズについては、世帯の就学前児童全員について調査しました。

調査票(アンケート)の配布・回収状況

配布数	回収数	回収率
59件	35件	59.3%

(2) 計画案の作成

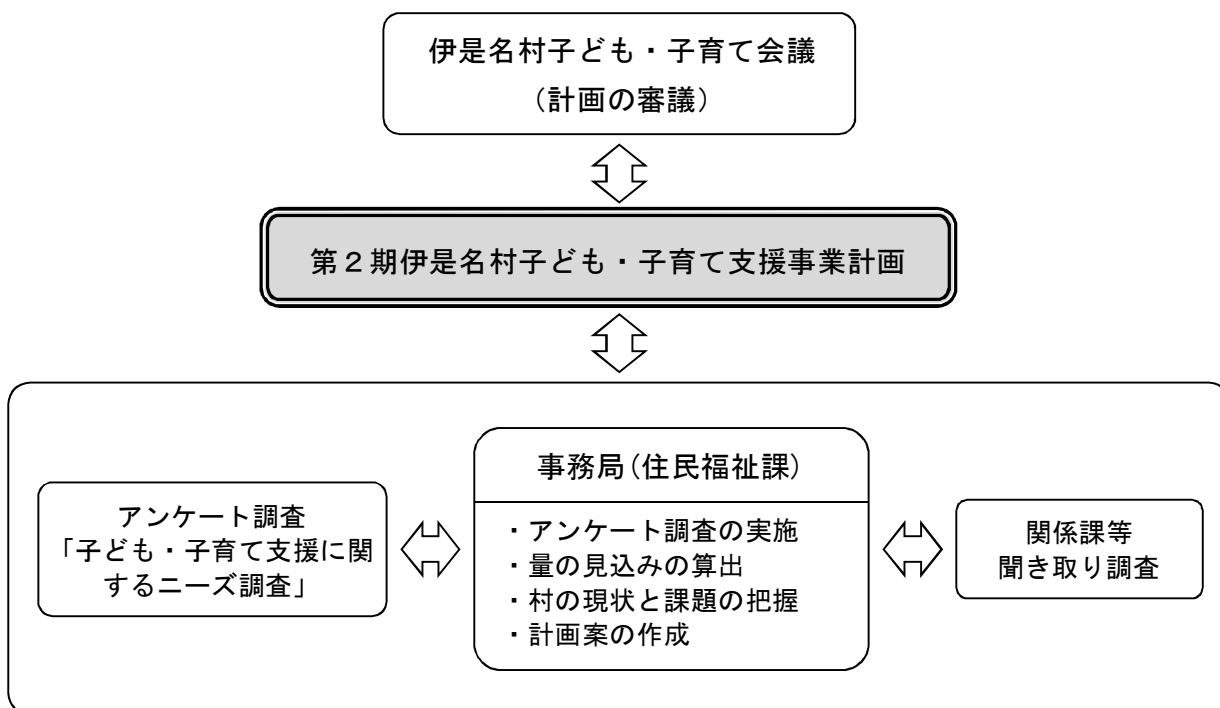
計画案は事務局(住民福祉課)において、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果を踏まえて、教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保方策を定めました。

また、その他の子ども・子育て関連の基礎資料の収集並びに関係課等への聞き取り調査を行い、子ども・子育てに関わる地域の現状や施策の実施状況並びに課題等について把握し、その上で計画案を作成しました。

(3) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育、保健、医療など、様々な分野の関係者で構成する「伊是名村子ども・子育て会議」を開催し、計画の審議を行い、委員の意見・提言を踏まえて計画を策定しました。

■計画の策定体制

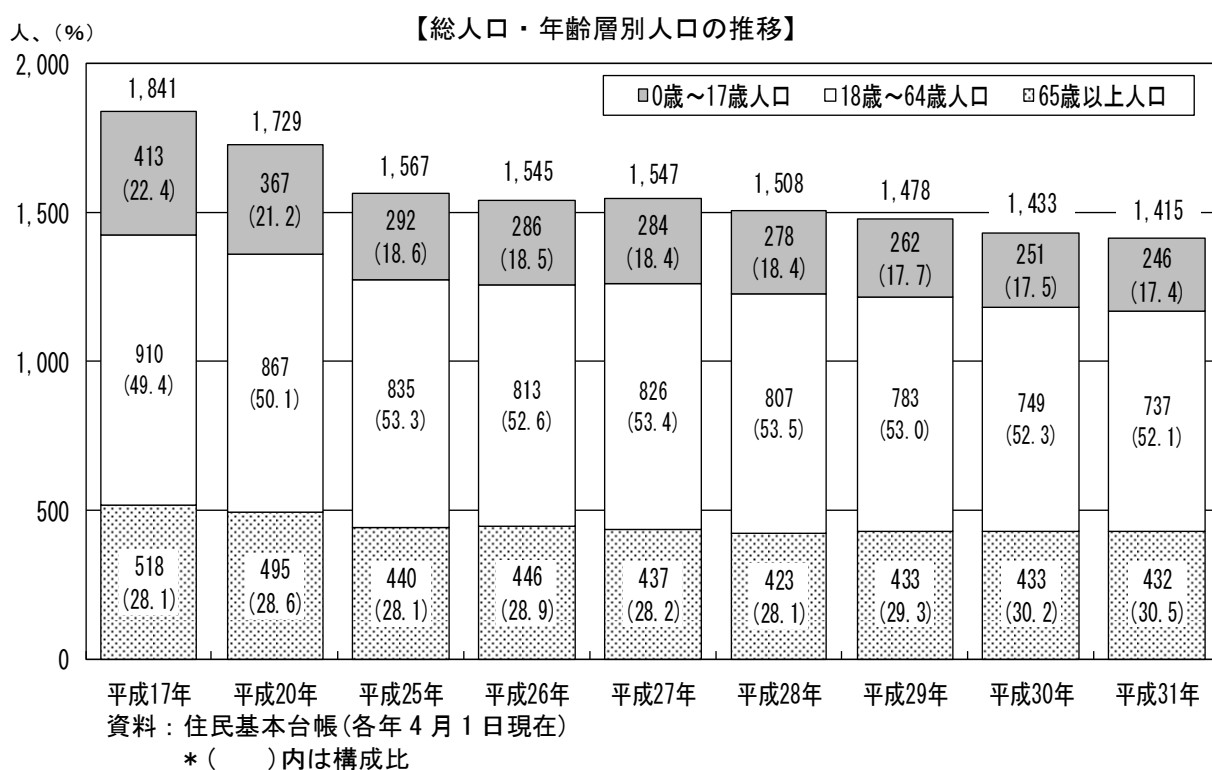


第2章 子どもと家庭を取り巻く動向

1. 人口等の動向

(1) 総人口・年齢層別人口

本村の総人口は徐々に減少する傾向にあり、平成17年の1,841人から平成31年では1,415人と、この14年間で23.1%(426人)の減となります。また、年齢を0～17歳(児童人口)、18～64歳(主として就業人口)、65歳以上(高齢人口)の3区分で見ると、0～17歳人口及び18～64歳人口は減少傾向にありますが、65歳以上人口は平成29年以降430人程度とほぼ横ばいで推移しています。



単位：人、%

	平成17年	平成20年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
総人口	1,841	1,729	1,567	1,545	1,547	1,508	1,478	1,433	1,415	
0～17歳	413	367	292	286	284	278	262	251	246	
18～64歳	910	867	835	813	826	807	783	749	737	
65歳以上	518	495	440	446	437	423	433	433	432	
構成比	0～17歳	22.4	21.2	18.6	18.5	18.4	18.4	17.7	17.5	17.4
	18～64歳	49.4	50.1	53.3	52.6	53.4	53.5	53.0	52.3	52.1
	65歳以上	28.1	28.6	28.1	28.9	28.2	28.1	29.3	30.2	30.5

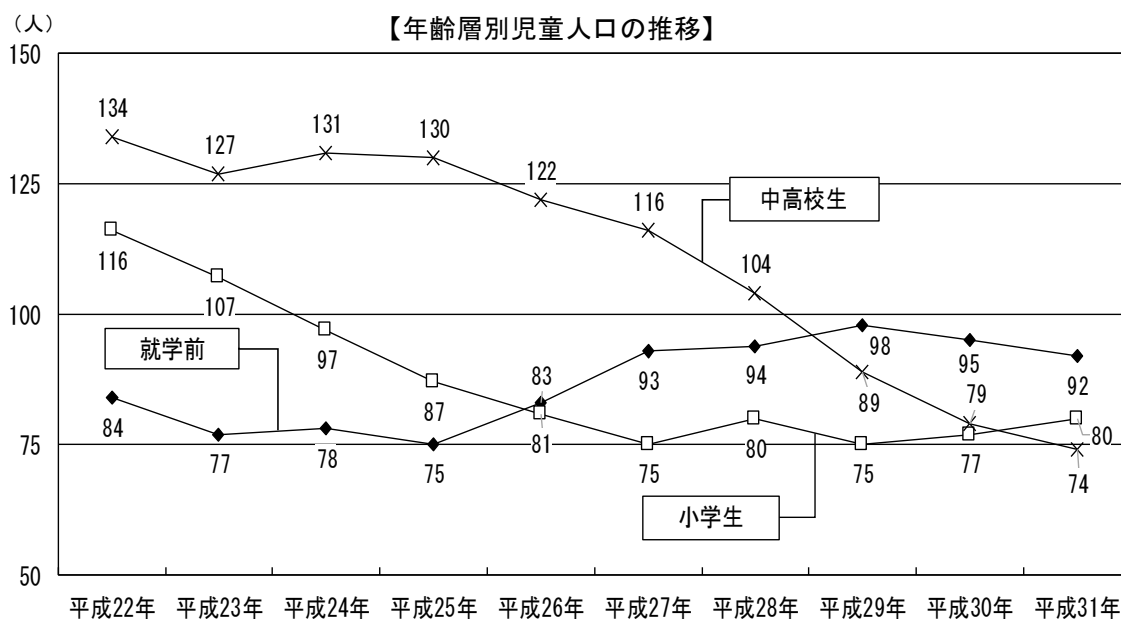
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢層別児童人口

児童人口の推移を就学前(0歳～5歳)、小学生(6歳～11歳)、中高校生(12歳～17歳)の3区分で見ると、就学前の人口は平成26年から平成29年にかけて増加傾向にありましたが、平成29年の98人をピークにその後やや減少しています。

小学生の人口は、平成22年から平成27年にかけて毎年減少していましたが、平成27年以降は75人～80人とほぼ横ばいで推移しています。

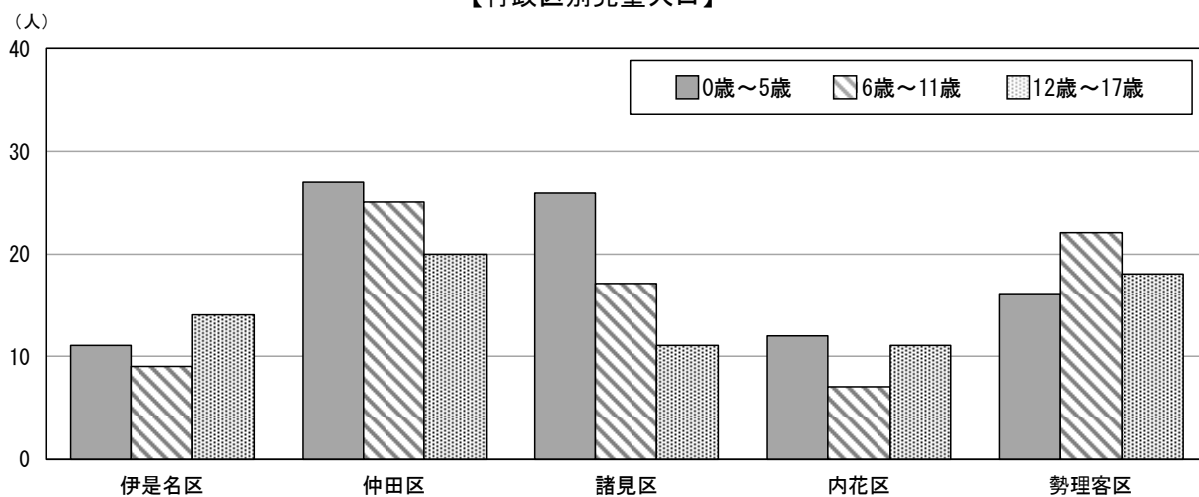
中高校生の人口は、平成25年以降毎年減少し、平成31年では74人と平成24年の131人から44.7%の減(57人)となります。



(3) 行政区別児童人口

平成 31 年 4 月 1 日現在の行政区別の児童人口(0～17 歳)をみると、仲田区が 72 人と最も多く、次に勢理客区が 56 人、諸見区が 54 人となります。また、「0 歳～5 歳」、「6 歳～11 歳」、「12 歳～17 歳」のいずれの人口も仲田区が最も多くなります。

【行政区別児童人口】



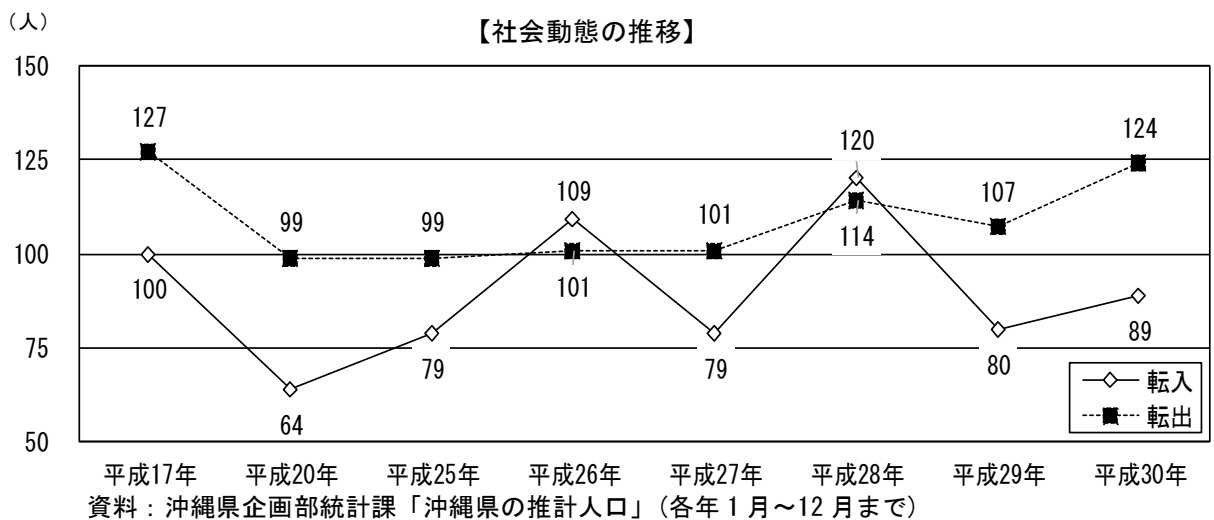
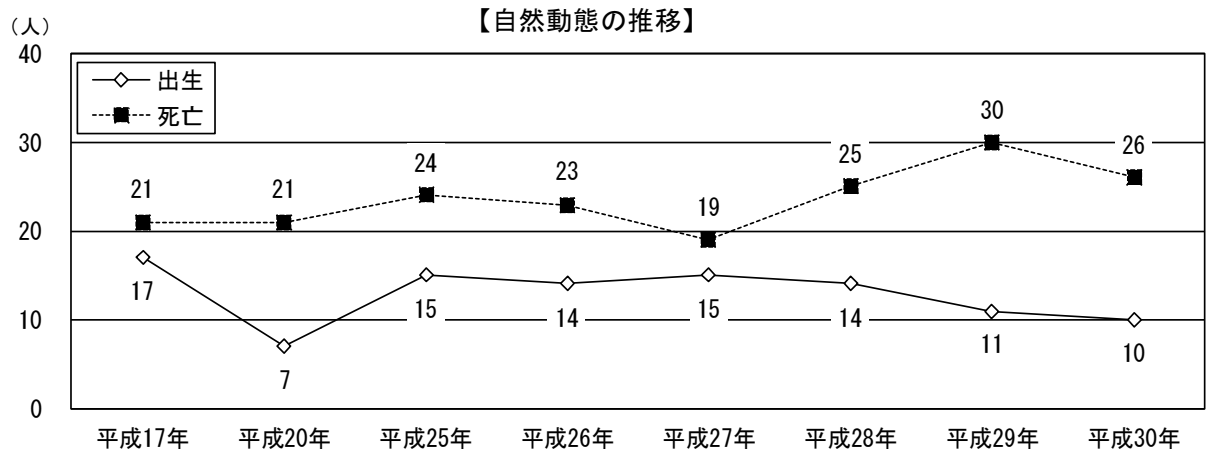
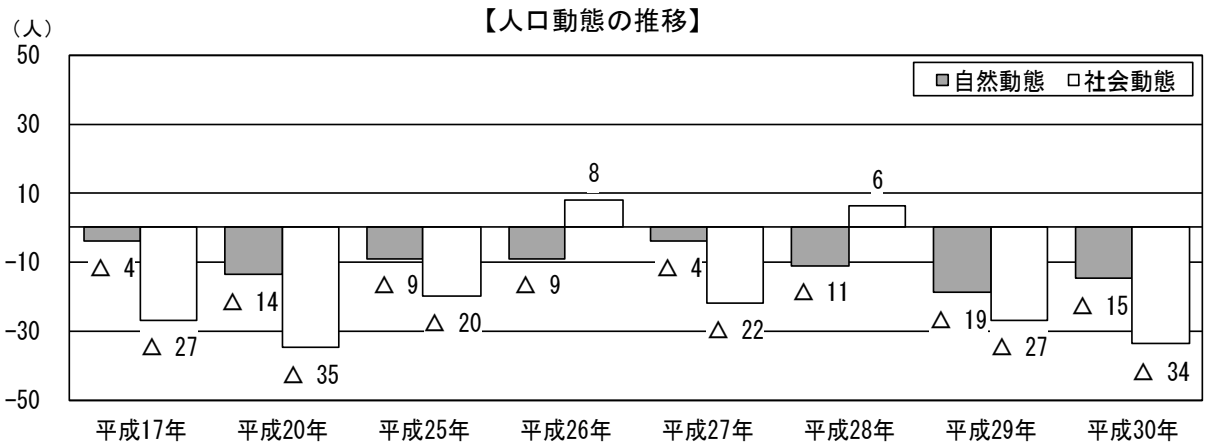
単位：人

年齢	伊是名区	仲田区	諸見区	内花区	勢理客区	計
0 歳～5 歳	11	27	26	12	16	92
6 歳～11 歳	9	25	17	7	22	80
12 歳～17 歳	14	20	11	11	18	74
計	34	72	54	30	56	246

資料：住民基本台帳(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(4) 人口動態

本村の人口動態をみると、自然動態では毎年死亡が出生を上回り、社会動態では平成26年と平成28年以外は転出が転入を上回っているため、結果として人口減の状況が続いています。



(5) 年齢層別出生数

年齢層別の出生数を平成 25 年度から平成 29 年度の計で見ると、35～39 歳が 23 人と比較的高齢での出産が最も多くなります。次に 25～29 歳が 17 人、30～34 歳が 15 人、20～24 歳が 12 人となります。

【母親の年齢階級別出生数の推移】

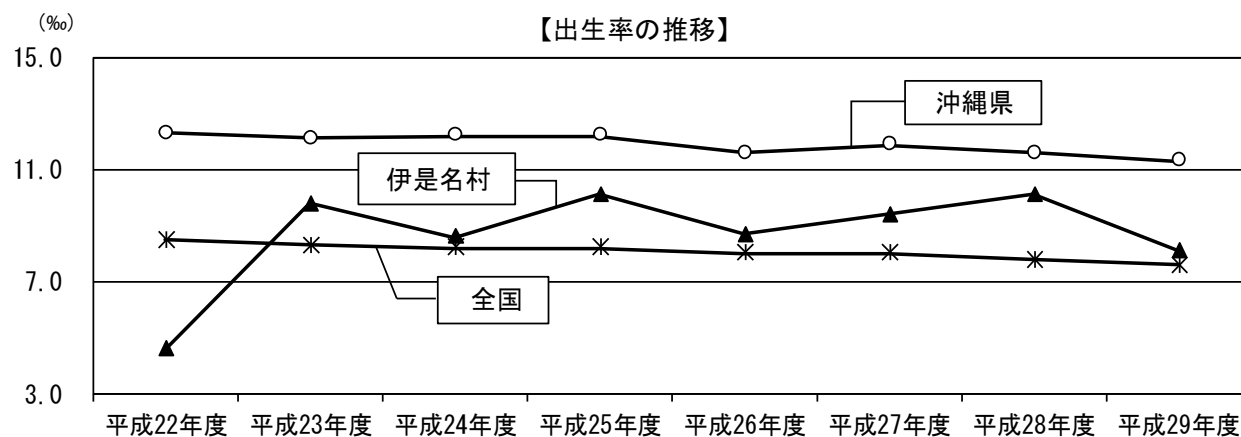
単位：人

年齢階級	平成 17 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
15～19 歳	0	0	0	1	0	0	0	1
20～24 歳	2	2	4	3	2	2	1	12
25～29 歳	5	1	4	1	5	3	4	17
30～34 歳	7	3	3	3	2	4	3	15
35～39 歳	4	1	4	4	5	6	4	23
40～44 歳	0	0	0	1	0	0	0	1
45～49 歳	1	0	0	0	0	0	0	0
計	19	7	15	13	14	15	12	69

資料：「沖縄県衛生統計年報」

(6) 出生率

本村の出生率は人口規模が小さいため、年による変動が大きくなりますが、平成 23 年度以降では毎年全国よりは高いものの、沖縄県よりは低くなります。



単位：‰

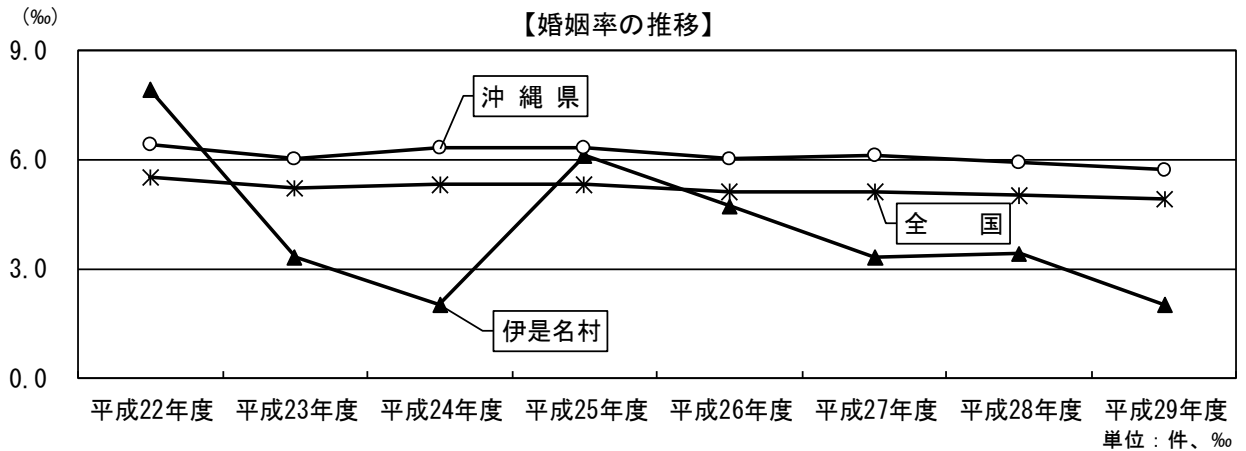
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
伊是名村	4.6	9.8	8.6	10.1	8.7	9.4	10.1	8.1
沖縄県	12.3	12.1	12.2	12.2	11.6	11.9	11.6	11.3
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：「沖縄県衛生統計年報」

出生率 = (年間出生数 / 各年 10 月 1 日現在人口) × 1000

(7) 婚姻率

本村の婚姻率は人口規模が小さいため、年による変動が大きくなりますが、平成23年度以降はほぼ毎年全国、沖縄県より低くなります。



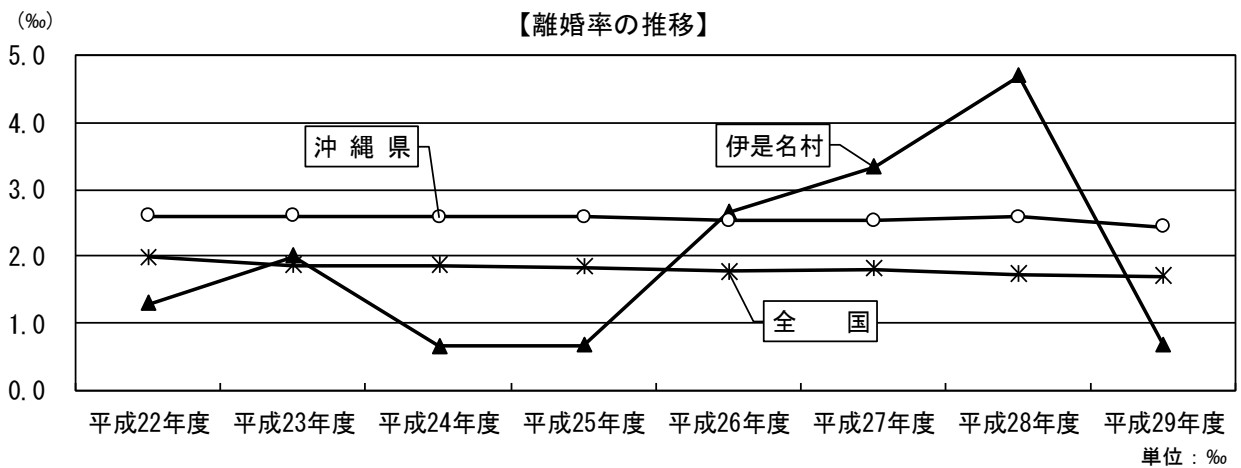
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
伊是名村	7.9	3.3	2.0	6.1	4.7	3.3	3.4	2.0
婚姻件数	12	5	3	9	7	5	5	3
沖縄県	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.7
全国	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9

資料：「沖縄県衛生統計年報」

婚姻率 = (年間婚姻届出件数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

(8) 離婚率

本村の離婚率は、人口規模が小さいため年によって大きく変動し、平成22年度以降では0.7‰～4.7‰の幅で推移し、年によって全国、沖縄県より低い時もある、高い時もあります。



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
伊是名村	1.3	2.0	0.7	0.7	2.7	3.3	4.7	0.7
婚姻件数	2	3	1	1	4	5	7	1
沖縄県	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.4
全国	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7

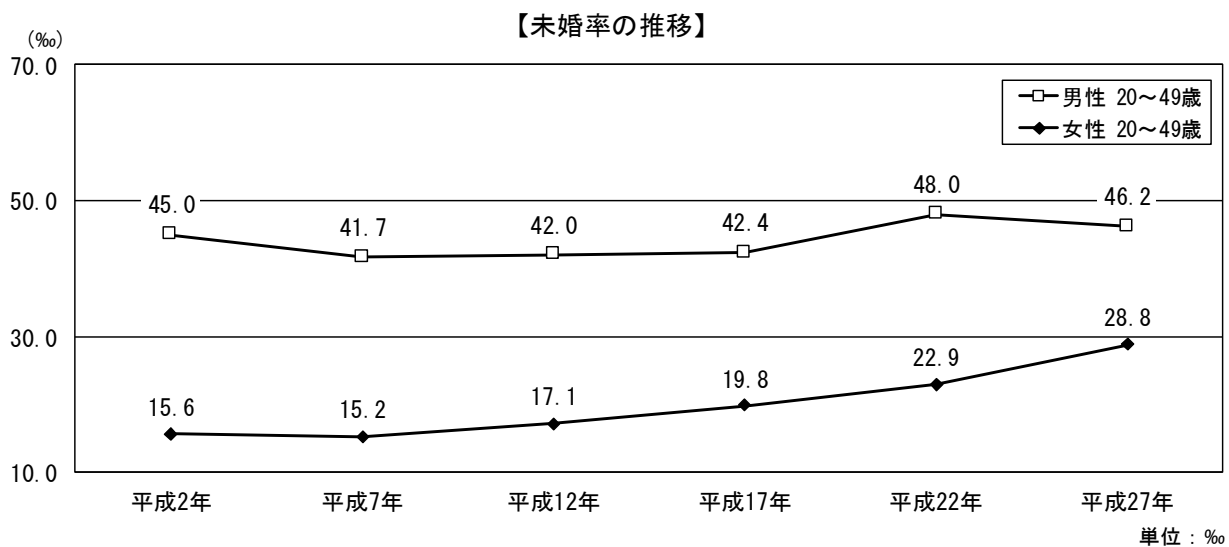
資料：「沖縄県衛生統計年報」

離婚率 = (年間離婚届出件数 / 各年10月1日現在人口) × 1000

(9) 未婚率

国勢調査より、20歳～49歳の男女の未婚率をみると、各年とも女性に比べて男性の未婚率が高くなります。しかし、男性の未婚率は40%台で推移しており、特に大きな変動はありませんが、女性の未婚率は徐々に高くなる傾向にあり、平成2年の15.6%から平成27年では28.8%と13.2ポイント上昇しています。

平成27年の未婚率を沖縄県と比べると、女性は沖縄県より7.7ポイント低く、男性は沖縄県とほぼ同程度の割合となります。



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
						沖縄県	国勢調査
男性(20～49歳)	45.0	41.7	42.0	42.4	48.0	46.2	45.6
女性(20～49歳)	15.6	15.2	17.1	19.8	22.9	28.8	36.5

資料：総務庁「国勢調査」

2. 世帯・就業の動向

(1) 世帯構成

国勢調査から世帯構成の推移をみると、「一般総世帯」は700世帯前後で推移していますが、「一世帯当たり人員」は徐々に減少し、平成7年が2.63人であるのに対し、平成27年では2.15人となります。一方、「核家族世帯」は減少傾向にあり、平成7年の400世帯から平成27年では335世帯となります。

「核家族世帯」のうち「夫婦と子ども世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」は、平成12年の134世帯をピークにその後減少し、平成27年では91世帯となります。

また、「母子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は平成17年以降7~18世帯で推移し、「父子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」は平成7年以降1~5世帯で推移しています。

平成27年の世帯構成比を沖縄県と比べると、「核家族世帯」、「夫婦と子ども世帯(18歳未満の親族がいる世帯)」、「父子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」、「母子家庭(18歳未満の親族がいる世帯)」のいずれも、沖縄県の構成比より低くなります。

【世帯構成の推移】

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	沖縄県
一般総世帯	699		715		698		698		688		
一世帯当たり人員	2.63		2.61		2.44		2.23		2.15		2.50
核家族世帯	400	57.2	394	55.1	386	55.3	368	52.7	335	48.7	58.6
夫婦と子ども	171	24.5	186	26.0	173	24.8	149	21.3	135	19.6	30.5
18歳未満の親族がいる世帯	115	16.5	134	18.7	114	16.3	97	13.9	91	13.2	19.5
6歳未満の親族がいる世帯	68	9.7	76	10.6	59	8.5	43	6.2	45	6.5	10.1
父子家庭	8	1.1	11	1.5	15	2.1	12	1.7	14	2.0	1.9
18歳未満の親族がいる世帯	1	0.1	5	0.7	5	0.7	2	0.3	1	0.1	0.5
6歳未満の親族がいる世帯	-	-	1	0.1	2	0.3	-	-	-	-	0.1
母子家庭	54	7.7	58	8.1	65	9.3	66	9.5	66	9.6	10.8
18歳未満の親族がいる世帯	7	1.0	12	1.7	15	2.1	14	2.0	18	2.6	3.9
6歳未満の親族がいる世帯	2	0.3	3	0.4	6	0.9	2	0.3	3	0.4	1.0
その他親族世帯	83	11.9	91	12.7	79	11.3	58	8.3	48	7.0	7.5
単独世帯	215	30.8	229	32.0	229	32.8	270	38.7	300	43.6	32.4

資料：総務庁「国勢調査」 ※該当世帯がないのは“-”で表記
構成比：一般総世帯に対する各世帯の割合

(2) 就業状況

国勢調査から本村の就業状況をみると、男女合わせた就業者の総数は、平成12年以降増減をくり返しながらから700人から800人程度で推移しています。

産業別にみると、男女とも第三次産業の就業者が最も多く、平成17年では男性の就業者数が女性を上回っていますが、その年以外では女性の就業者数が男性を上回っています。

平成27年の業種別男女別の就業者数をみると、男性に比べて女性の就業者が多い業種は、「医療、福祉」が最も顕著で、次に「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」となります。

【男女別産業別就業者数の推移】

単位：人、%

	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比	男性	女性	女性 構成比
就業者数	525	294	35.9	557	279	33.4	439	250	36.3	471	268	36.3
第一次産業	175	65	22.1	194	63	22.6	151	28	11.2	158	36	13.4
第二次産業	151	21	7.1	144	16	5.7	121	25	10.0	135	23	8.6
第三次産業	198	208	70.7	209	199	71.3	166	197	78.8	178	209	78.0
分類不能	1	0	0.0	10	1	0.4	1	0	0.0	0	0	0.0
男女計	819			836			689			739		

資料：総務庁「国勢調査」

【業種別男女別就業者数(平成27年)】

単位：人

	男性	女性
総数	471	268
第一次産業	158	36
農業、林業	126	33
漁業	32	3
第二次産業	135	23
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	86	8
製造業	49	15
第三次産業	178	209
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1
情報通信業	0	0
運輸業、郵便業	23	5
卸売業、小売業	12	26
金融業、保険業	0	0
不動産業、物品賃貸業	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	1	0
宿泊業、飲食サービス業	10	27
生活関連サービス業、娯楽業	3	4
教育、学習支援業	17	22
医療、福祉	17	66
複合サービス事業	21	21
サービス業	21	5
公務	50	31
分類不能の産業	0	0

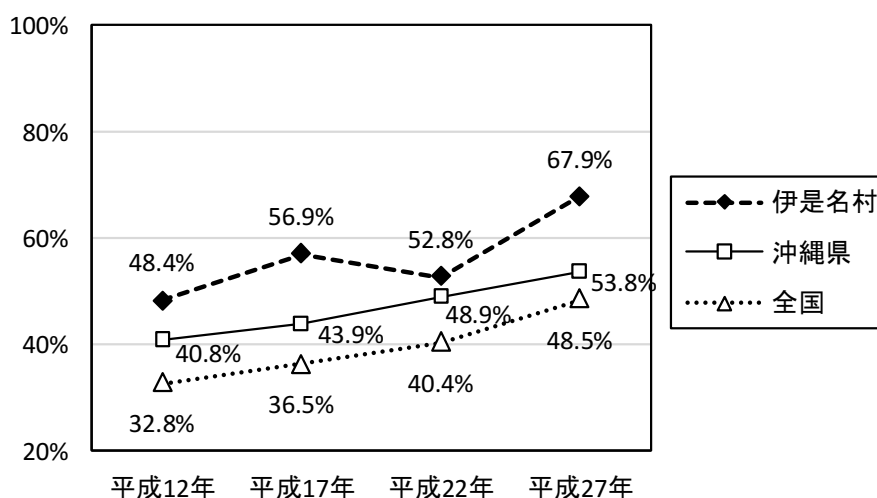
資料：総務庁「国勢調査」

(3) 子育て世帯の共働き率

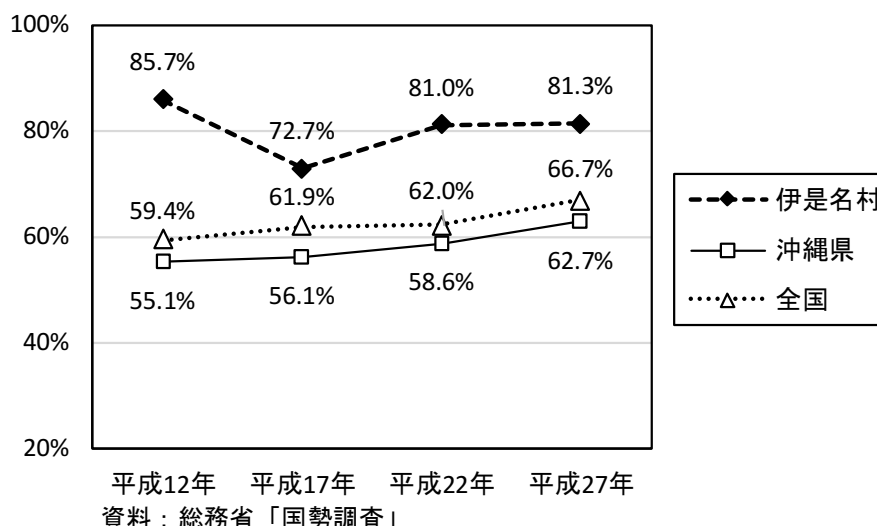
国勢調査から子育て世帯の共働き率をみると、「0～5歳の子がいる世帯」の共働き率は各年で全国、沖縄県より本村が高くなります。また、共働き率は高くなる傾向にあり、平成12年の48.4%から平成27年では67.9%となります。

「6～12歳の子がいる世帯」の共働き率も、各年で全国、沖縄県より本村が高く、かつ「0～5歳の子がいる世帯」の共働き率を大きく上回っており、平成17年以外の共働き率は80%を超えています。

【0～5歳の子がいる世帯の共働き率の推移】



【6～12歳の子がいる世帯の共働き率の推移】



(4) 児童扶養手当受給状況

児童扶養手当の受給世帯数をみると、平成 26 年度から平成 29 年度の間は 19 世帯～20 世帯とほぼ横ばいで推移していますが、平成 30 年度では 13 世帯と最も少なくなります。また、受給世帯(ひとり親)となった原因では、「離別」が最も多く、次に「未婚」となります。

【児童扶養手当受給状況】

単位：人

	受給世帯数	原因別				
		死別	離別	遺棄	未婚	その他
平成 26 年度	19	0	16	0	3	0
平成 27 年度	20	0	16	0	4	0
平成 28 年度	20	0	16	0	4	0
平成 29 年度	19	0	14	0	5	0
平成 30 年度	13	0	9	0	4	0

資料：住民福祉課（各年度 8 月 1 日現在）

3. 母子保健の状況

(1) 妊婦健康診査

妊婦健康診査に伴う船舶費、交通費及び宿泊費を助成する「妊婦健康診査渡航費等助成事業」の助成者数は平成26年度が21人と最も多く、平成30年度が8人と最も少なくなります。

また、妊婦健康診査を受けた延べ回数も、平成26年度が190回と最も多く、平成30年度が59回と最も少なくなります。

【妊婦健康診査の実績】

単位：人、回

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
渡航費助成等者数(実数)	21	12	14	15	8
健診回数(延べ)	190	98	93	99	59

資料：住民福祉課

(2) 低出生体重児

低出生体重児（2,500グラム未満で生まれた新生児）は、平成26年度以降1人～2人で推移しています。

【低出生体重児】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	1	1	1	2	1

資料：住民福祉課

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育状況や家庭の養育環境を把握しています。また、母親の不安や悩みに対する相談に対応しているほか、子育てに関する情報の提供を行っています。訪問件数11件～16件の間で推移しており、対象となる家庭はほぼ全て訪問しています。

【乳児家庭全戸訪問事業】

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	13	16	15	11	11

資料：住民福祉課

(4) 乳幼児健康診査

乳児一般健康診査の受診率は、平成 26 年度以降 90%を超えます。1 歳 6 か月児健康診査の受診率は、平成 26 年度が 89.5%と最も低く、その他の年度では 90%を超えます。3 歳児健康診査の受診率は、平成 27 年度と平成 28 年度がともに 88.9%と最も低く、平成 26 年度と平成 30 年度では 100%となります。また、要フォロー児は毎年把握されますが、年によって人数は大きく変動します。

【乳幼児健康診査の実績】

単位：人、%

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳児一般健康診査	受診対象児数	32	35	36	23	29
	受診児数	29	32	34	23	27
	受診率	90.6	91.4	94.4	100.0	93.1
	要フォロー児数	10	2	10	4	8
	要フォロー割合	34.5	6.3	29.4	17.4	29.6
1 歳 6 か月児健康診査	受診対象児数	19	19	17	18	12
	受診児数	17	18	17	18	11
	受診率	89.5	94.7	100.0	100.0	91.7
	要フォロー児数	6	1	7	2	6
	要フォロー割合	35.3	5.6	41.2	11.1	54.5
3 歳児健康診査	受診対象児数	11	18	18	16	14
	受診児数	11	16	16	15	14
	受診率	100.0	88.9	88.9	93.8	100.0
	要フォロー児数	4	0	6	0	2
	要フォロー割合	36.4	0	37.5	0	14.3

資料：住民福祉課

(5) むし歯罹患状況

1 歳 6 か月児と 3 歳児の健康診査では歯科検診も実施しており、むし歯罹患児数は 1 歳 6 か月健康診査で 1 人程度、3 歳児健康診査で 4~6 人程度(但し平成 30 年度では 1 人)と 3 歳になる間にむし歯のある子が増えてきます。

【むし歯罹患状況】

単位：人、%

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 歳 6 か月児	受診者数	17	18	17	18	11
	罹患児数	0	1	1	0	1
	罹患率	0	5.5	5.8	0	9.0
3 歳児	受診者数	11	16	16	15	14
	罹患児数	4	4	4	6	1
	罹患率	36.4	25.0	25.0	42.8	7.1

資料：住民福祉課

4. 教育・保育の状況

本村の保育施設及び教育施設は、村立保育所、村立幼稚園、村立小学校、村立中学校がそれぞれ1施設となります。

(1) 保育所・幼稚園在籍児童数

保育所では平成27年度まで0～4歳児を受け入れていましたが、4歳児については平成28年度より幼稚園で受け入れています。平成28年度以降の保育所在籍児童数は44人～54人で推移しています。

幼稚園在籍児童数は、4歳児を受け入れた平成28年度以降30人程度で推移しています。

【保育所年齢別在籍児童数の推移】

単位：人

	定員数	入所児数	年齢別				
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成26年度	80	54	6	11	12	13	12
平成27年度	80	55	6	13	11	14	11
平成28年度	70	44	6	11	15	12	
平成29年度	70	54	8	18	9	19	
平成30年度	70	47	4	13	22	8	
平成31年度	70	51	5	13	13	20	

資料：住民福祉課(各年4月1日現在)

【幼稚園在籍児童数の推移】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園	9	15	31	33	34	29

資料：教育委員会(各年5月1日現在)

(2) 幼稚園の預かり保育

幼稚園の預かり保育の利用は、平成30年度が30人と最も多く、次に平成28年度の26人となります。

幼稚園在籍児童数に対する預かり保育の利用割合は、平成29年度が45.5%と最も低く、平成27年度では100.0%と全員が利用しました。また、そのほかの年度では8割～9割近い利用割合となります。

【幼稚園の預かり保育利用実績】

単位：人、%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数	7	15	26	15	30
利用者実数	7	15	26	15	30
延べ利用者数	84	180	312	180	360
利用割合	77.8	100.0	83.9	45.5	88.2

資料：教育委員会(各年5月1日現在)

利用割合：幼稚園在籍児童数に対する利用者実数の割合

(3) 小・中学校児童生徒数

小学校の児童数は、平成26年度から平成30年度の間は70人台で推移していましたが、令和元年度では81人と平成26年度以降では最も多くなります。

中学校の生徒数は、平成30年度にかけて年々減少していましたが、令和元年度では前年より7人増となりました。

【小・中学校児童生徒数の推移】

単位：人

	小学校児童数							中学校生徒数			
	計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生
平成26年度	78	13	13	14	11	11	16	63	16	23	24
平成27年度	73	9	14	13	15	10	12	54	16	16	22
平成28年度	76	17	7	11	16	14	11	43	10	17	16
平成29年度	76	13	18	9	7	15	14	36	10	9	17
平成30年度	71	16	12	15	7	7	14	28	11	9	8
令和元年度	81	14	17	12	18	10	10	35	14	12	9

資料：教育委員会(各年5月1日現在)

(4) 就学援助費支給児童生徒数

就学援助費の支給を受ける児童生徒は、平成26年度以降11人～22人で推移していますが、要保護は令和元年度の1人だけで、そのほかは準要保護となります。

【就学援助費支給児童生徒数の推移】

単位：人

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
要保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
準要保護	12	10	5	8	6	5	9	5	11	2	15	4
計	22		13		11		14		13		20	

資料：教育委員会(各年度5月1日現在)

(5) 特別支援教育対象児童

特別支援教育の対象となる児童は、平成26年度以降幼稚園にはいませんが、小学校と中学校を合わせて3～4人で推移しています。

【特別支援教育対象児数】

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	3	3	1	1	0	2
中学校	1	1	2	2	3	2
計	4	4	3	3	3	4

資料：教育委員会(各年5月1日現在)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもは親にとってはもちろんのこと、地域の一員としてもかけがえのない存在であり、さらに次代を担う大切な存在です。子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、家庭において基本的な生活態度や生活習慣を身につけさせることは保護者の重要な役割と言えますが、子どもの持つ個性や能力をより引き出していくには、地域みんなが力を合わせて可能な限り良質な成育環境を整えていく必要があります。

子どもが健やかに育つことは保護者にとっての喜びであると同時に、これからの地域社会を築いていく上での希望であり、励みとなります。

本村は尚円王生誕の地であることに触れ、子どもが自らの夢を持ち、たくましく成長していけるよう、地域のだれもが子ども・子育てにかかわることの意義を理解し、子どもの成長する喜びを保護者とともに実感できるしまづくりを目指すこととし、本計画の基本理念を第1期計画から継承し、つぎのとおり掲げます。

「子どもの羽ばたく力をみんなで育むしま 伊是名村」

2. 基本事項（量の見込み及び確保方策）

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間内の年度ごとに「量の見込み」（利用ニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応した確保の量とその実施時期）を定めることになっています。

このため、計画期間内（5年間）の児童人口の推計と平成30年度に実施したニーズ調査及び各事業の利用実績等を踏まえて、量の見込みを算出するとともに、量の見込みに対応した確保方策を定めます。その際、本村における教育・保育の提供区域を定めます。

3. 基本目標

（1）母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

- 安全で安心な妊娠・出産となるよう、親子手帳交付時における妊婦の健康や生活等の状況把握及び妊婦健康診査等を通して、妊婦への必要な保健指導を行います。出産後も母親の育児不安を解消するため訪問等による相談支援や、育児を支援するためのわくわく親子デーの開催等に取り組みます。また、乳幼児等の健康確保及び増進を図るために、乳幼児健康診査による疾病等の早期発見・早期対応を図るとともに、むし歯予防対策、予防接種等の各種保健事業を推進します。
- 成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせません。そのため、家庭との連携を図りながら、保育所、幼稚園、小中学校において発達段階に応じた、食育への取り組みを行います。
- 中学校を卒業後本島の高校へ進学する子がほとんどで、これまでと異なった環境に身を置くこととなります。そのため、成長過程にある子どもの健康を守るために、今後も飲酒・喫煙の防止並びに薬物乱用防止のための教育・指導に取り組みます。また、自分を見失うことがないように自他の命の大切さを伝えるなど、思春期教育を推進します。

（2）子どもを安心して生み育てる環境づくり

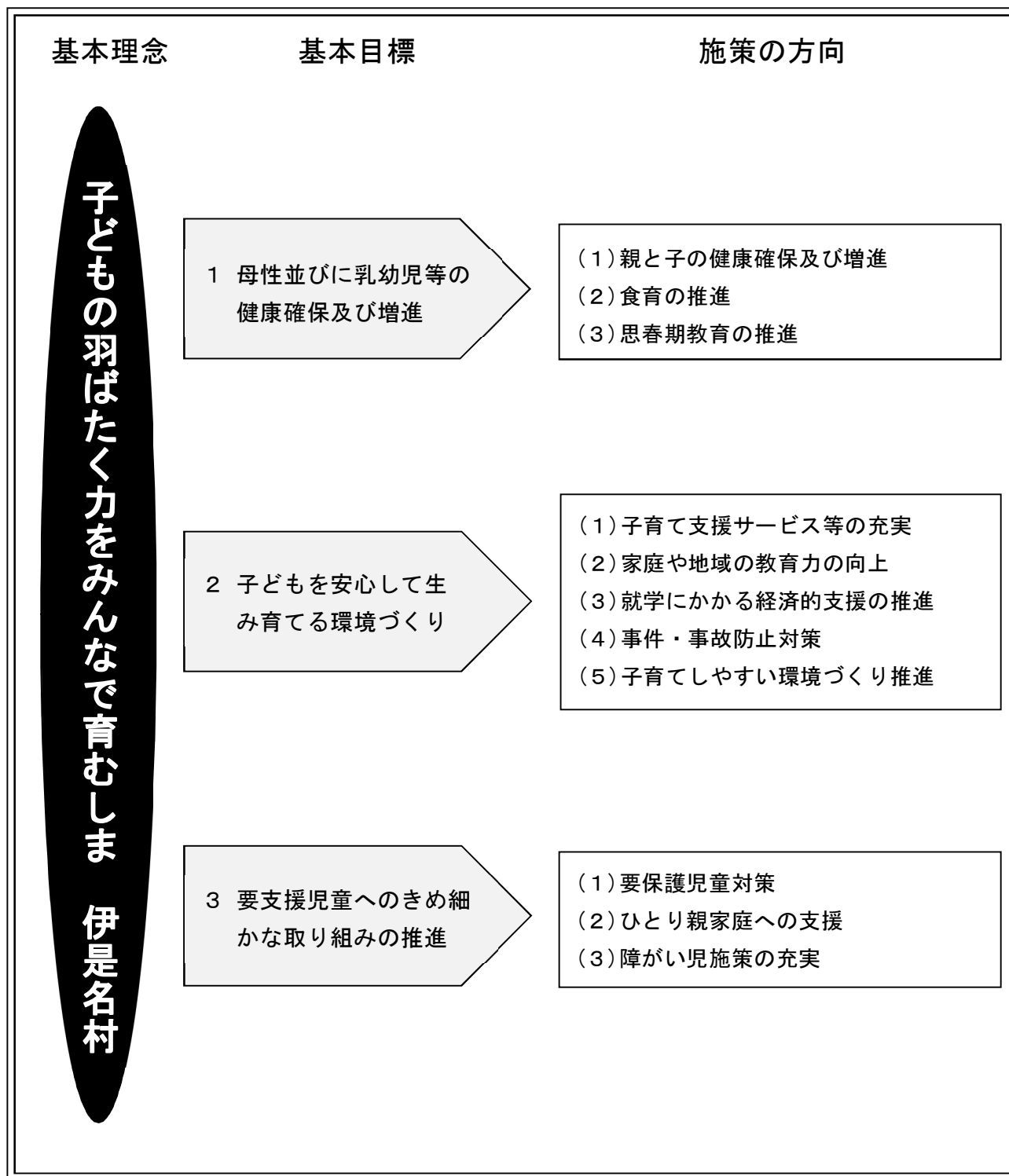
- 教育・保育の事業や子ども・子育て支援事業の円滑な実施に向けて、保育士確保対策の充実に取り組みます。また、子ども・子育て支援事業の充実に図るために、本村で実施可能な事業を検討します。その他、子育てに関する相談支援や情報提供等を行います。
- 家庭や地域における教育力の向上を図るために、生涯学習発表会の開催や学校への学習支援員の配置、家庭学習の習慣化等への取り組み及び村営塾の実施を図ります。また、「島たちの教育」の一環としてキャリア教育の充実に図ります。
- 子どもが多様な体験活動を通して、視野を広げ豊かな人間性や生きる力を育むために、地域と連携した読書活動、スポーツ・文化活動、放課後子ども教室、自然体験活動等の充実に取り組むほか、放課後児童の居場所の運営を行います。

- 経済的理由により学業の継続や進学が困難な者に対し、修学援助費や奨学金の支給などを行います。また、小中学生のいる全ての世帯について、給食費の負担軽減を進めるほか、各種検定受験にかかる費用や島外遠征費について継続した支援を行います。
- 子どもを交通事故から守るために、ガードレール等の交通安全施設の整備・点検や子どもへの交通安全指導を進めるとともに、地域への交通安全思想の普及啓発を図ります。
また、子どもが犯罪に巻き込まれることがないように、学校における不審者対策や警察と連携した防犯活動及びネット被害の防止に取り組みます。
- 子育てしやすい環境を整えていくために、乳児を連れた保護者が安心して外出できる環境づくりを進めます。

(3) 要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進

- 児童虐待や不登校及び保護者による監護が不相当と認められる要保護児童への対応が適切に行われるよう、要保護児童対策地域協議会の開催を通して、関係者、関係機関との連携体制を維持します。
- ひとり親家庭が自立していけるよう、医療費の助成や手当等の利用支援を行うほか、自立のための相談や情報の提供等の支援を行います。
- 障がいのある子どもと共に生きる地域の一員として、子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して暮らしていけるよう、療育の連続性を踏まえて保健・福祉・教育分野の密接な連携及び専門機関や専門家等と連携した、障がい児保育、特別支援教育、保護者への相談支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童と障がいのない児童の交流学習を通して多様性を認め合う、共生社会の実現を目指します。

4. 子ども・子育て支援施策の体系図



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

身近な地域で希望する教育・保育等のサービスを利用しやすくするために、国は、子ども・子育て支援事業計画作成指針において、市町村が地域の実情を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」（以下、「提供区域」という）を設定することを義務づけています。提供区域の範囲は市町村の裁量に任されており、提供区域ごとに事業の量の見込みを算出するとともに、量の見込みの確保の内容と実施時期を示さなければなりません。

また、作成指針では「提供区域」の設定や運用について、以下の考え方を示しています。

【提供区域設定の考え方】

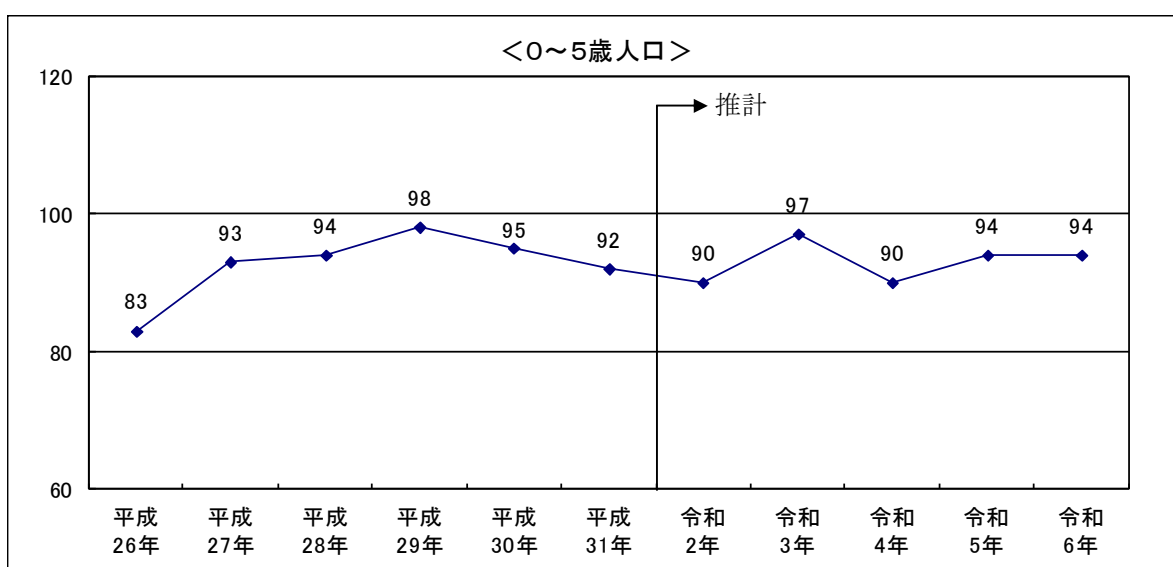
- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。（施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則）
- 提供区域内で供給が不足する場合、提供区域内に認可基準を満たす新規申請があれば、原則認可しなければならない。

本村では、これらの考え方を踏まえた上で、以下の観点から「教育・保育提供区域」は村全域（1区域）とします。

- 村内の教育・保育施設は村立保育所と村立幼稚園が各1箇所、両施設でこれまで村全体の教育・保育ニーズに対応しており、区域を分ける必然性がない。
- 村内はどこに行くのも、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能であり、あえて区域を分ける必要性がない。

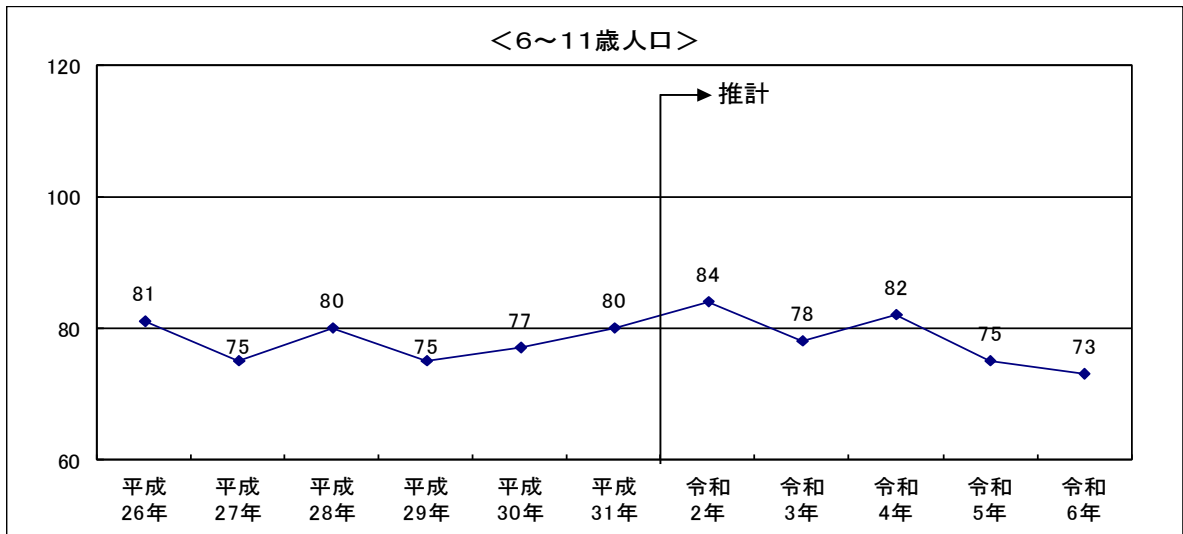
2. 児童人口の推計

- 第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度～令和6年度を計画期間とし、その時の児童数に基づき教育・保育等の量の見込み(推計ニーズ量)を算出することから、この期間における将来の児童人口を推計する必要があります。
- 将来の児童人口は、就学児を対象とした事業があることから、学齢基準日である4月1日現在での将来人口とします。また、児童の年齢別に対象とする量の見込みを算出する事業が多いことから、年齢1歳ごとに将来児童人口を推計しました。
- 児童人口を推計するにあたり、平成26年～平成31年の住民基本台帳の実績人口(4月1日現在)に基づき、「※コーホート変化率法」を用いて推計しました。



		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
実績人口	平成26年	17人	13人	16人	13人	16人	8人	83人
	平成27年	14人	19人	14人	17人	13人	16人	93人
	平成28年	18人	13人	18人	14人	16人	15人	94人
	平成29年	14人	21人	11人	21人	13人	18人	98人
	平成30年	14人	14人	23人	10人	21人	13人	95人
	平成31年	10人	14人	14人	24人	10人	20人	92人
推計人口	令和2年	14人	16人	15人	14人	22人	9人	90人
	令和3年	14人	17人	14人	18人	12人	22人	97人
	令和4年	14人	17人	15人	17人	15人	12人	90人
	令和5年	15人	17人	15人	18人	14人	15人	94人
	令和6年	14人	18人	15人	18人	15人	14人	94人

※各年4月1日時点



		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
実績人口	平成26年	13人	13人	15人	12人	11人	17人	81人
	平成27年	9人	13人	13人	16人	12人	12人	75人
	平成28年	18人	8人	13人	15人	15人	11人	80人
	平成29年	13人	17人	9人	8人	15人	13人	75人
	平成30年	17人	12人	17人	9人	8人	14人	77人
	平成31年	13人	17人	12人	18人	10人	10人	80人
推計人口	令和2年	19人	10人	18人	12人	15人	10人	84人
	令和3年	8人	17人	12人	14人	12人	15人	78人
	令和4年	19人	7人	20人	10人	14人	12人	82人
	令和5年	10人	17人	8人	16人	10人	14人	75人
	令和6年	12人	10人	19人	6人	16人	10人	73人

※各年4月1日時点

※コーホート変化率について

「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回このように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

3. 量の見込み算出の基本的な考え方(手順)

○教育・保育の事業及び子ども・子育て支援事業の量の見込みは、国から提示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月）及び『第二期市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月23日）に基づき算出する。

《家庭類型》

○教育・保育及び子ども子育て支援事業については、それぞれ対象となる「家庭類型」が定められている。このため、ニーズ調査の結果より配偶者の有無及び保護者の就労状況から、現在の「家庭類型」を求める。まず、家庭類型をタイプAからタイプFの6タイプに分け、次に、パート就労時間の長短により、タイプCをタイプC(長)とタイプC'(短)に、タイプEをタイプE(長)とタイプE'(短)に分け、全8タイプとする。(下表参照)

○さらに、現在の「家庭類型」から、母親の将来の就労希望を反映させた潜在「家庭類型」を求める。

《家庭類型のタイプ》

タイプ	概 要
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)
タイプF	無業×無業

※パートタイム(長):就労時間が月120時間以上+下限時間~120時間の一部

※パートタイム(短):就労時間が月下限時間未満+下限時間~120時間の一部

※下限時間:64時間とする

《家庭類型のイメージ図》

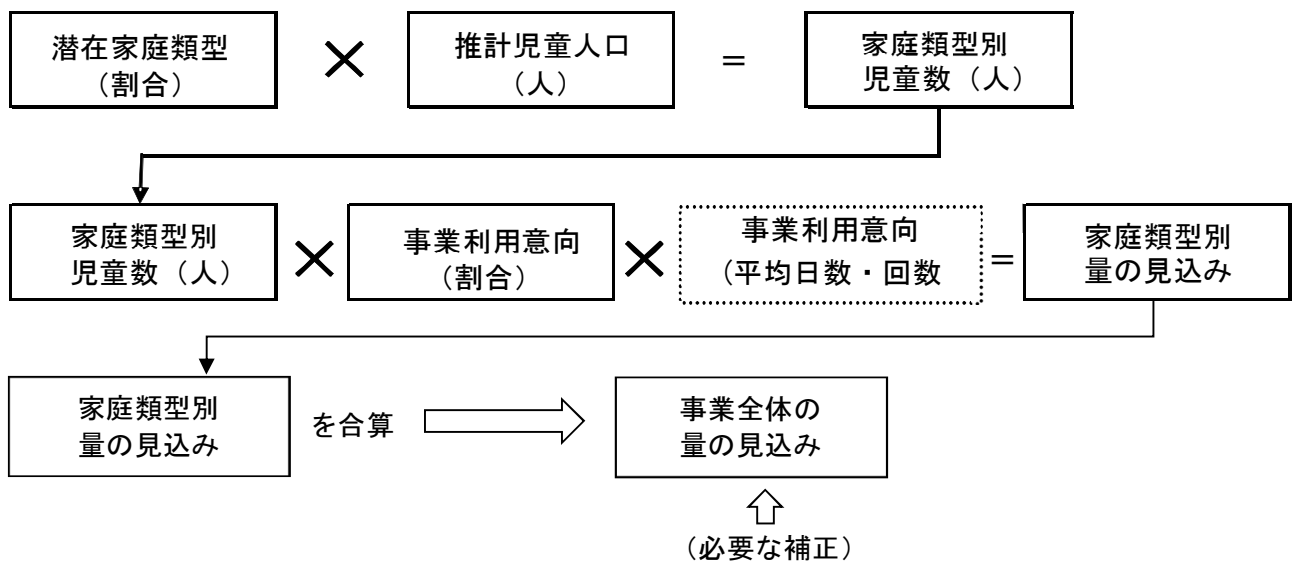
		母親			6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労(休業中ではない)	3. パートタイム就労(休業中ではない)		
父親	2. 育休・介護休業中		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
		タイプB	タイプC	タイプ	
3. パートタイム就労(休業中ではない)	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
	4. 育休・介護休業中	120時間未満 下限時間以上			
		下限時間未満	タイプ		タイプ
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

《伊是名村の潜在「家庭類型」の割合》

タイプ		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親家庭	6	0.113	6	0.113
タイプB	フルタイム×フルタイム	29	0.547	29	0.547
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)	13	0.245	13	0.245
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)	1	0.019	1	0.019
タイプD	専業主婦(夫)	4	0.075	4	0.075
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が長)	0	0.000	0	0.000
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが短)	0	0.000	0	0.000
タイプF	無業×無業	0	0.000	0	0.000
全体		737	53	1.0	53

《量の見込みの基本的な算出方法》

- 潜在家庭類型の割合に推計児童人口を乗じ、将来(令和2年度～令和6年度)の家庭類型別児童数を求める。
- ニーズ調査の結果より各事業の利用意向の割合等を求め、その割合等を将来の利用対象となる家庭類型別児童数に乗じて、家庭類型別に量の見込みを算出する。
- 家庭類型別に算出した量の見込みを合算し、事業全体の量の見込みとする。
- 各事業の量の見込みに対し、地域の実情を勘案し、必要に応じて補正を行う。



※令和2年度～令和6年度まで年度ごとに量の見込みを算出する。

4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込み(利用が見込まれる人数)は、ニーズ調査の結果と推計児童人口より、1号～3号の認定区分ごと・年齢ごとに、令和2年度～令和6年度まで算出しました。

【教育・保育の量の見込み(年齢別)】

単位：人

	1号認定			2号認定						3号認定			計
				教育ニーズ			保育ニーズ						
	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	
令和2年度	1	3	2	4	9	6	4	10	6	15	16	7	83
令和3年度	3	1	2	9	5	7	10	5	8	14	17	7	88
令和4年度	1	2	2	5	6	7	5	7	8	15	17	7	82
令和5年度	2	2	2	6	6	7	7	6	8	15	17	8	86
令和6年度	2	2	2	6	6	7	6	7	8	15	18	7	86

【認定区分】

区分	年齢	設定内容	利用先
1号認定	3～5歳	幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定(教育ニーズ)	3～5歳	保育の必要はあるが幼稚園の利用希望が強い	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育ニーズ)	3～5歳	保育の必要あり	保育所、幼稚園、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期

必要な教育・保育の提供体制を整えるために、「量の見込み」に対応した「確保方策」を定めました。その際、以下の点に留意しました。

- ①量の見込みの確保方策は、村立保育所、村立幼稚園の定員の範囲内で設定する利用定員ベースで行うものとし、弾力化を前提とした確保方策は定めない。(ただし、実際の運用において、弾力化を受け入れることを防げるものではない)
- ②国の「子育て安心プラン」(平成26年6月に策定)に基づき、遅くとも2020年度末までに待機児童解消に向けて取り組みの強化・徹底を図る。

【確保方策】

本村における幼児期の教育・保育の受け入れについては、認定区分による振り分けではなく、保育所が0～3歳児、幼稚園が4・5歳児と年齢による振り分けとなっています。このため、教育ニーズである、1号認定の3歳児と2号認定(教育ニーズ)の3歳児の利用先が保育所となります。また、保育ニーズである、2号認定(保育ニーズ)の4・5歳児の利用先が幼稚園となることから、認定区分に基づく教育・保育のニーズに見合った受け入れ体制の構築が求められます。しかし、早々に体制を構築することが困難であるため、定員(施設規模からみた定員数)の範囲内で、次の①、②の事項を満たした上での確保方策を示します。

①保育所は、3号認定(0～2歳児)と2号認定(3～5歳児)の保育ニーズを受け入れる。

②幼稚園は、1号認定(3～5歳児)と2号認定(3～5歳児)の教育ニーズを受け入れる。

【量の見込み及び確保方策】

		1号認定 (3～5歳児)	2号認定		3号認定		計
			教育ニーズ (3～5歳児)	保育ニーズ (3～5歳児)	0歳児	1～2歳児	
令和2年度	量の見込み	6	19	20	7	31	83
	確保方策	幼稚園	20	20			40
		保育所			30	12	38
	過不足(確保-見込み)	14	1	10	5	7	37
令和3年度	量の見込み	6	21	23	7	31	88
	確保方策	幼稚園	20	20			40
		保育所			30	12	38
	過不足(確保-見込み)	14	-1	7	5	7	32
令和4年度	量の見込み	5	18	20	7	32	82
	確保方策	幼稚園	20	20			40
		保育所			30	12	38
	過不足(確保-見込み)	15	2	10	5	6	38
令和5年度	量の見込み	6	19	21	8	32	86
	確保方策	幼稚園	20	20			40
		保育所			30	12	38
	過不足(確保-見込み)	14	1	9	4	6	34
令和6年度	量の見込み	6	19	21	7	33	86
	確保方策	幼稚園	20	20			40
		保育所			30	12	38
	過不足(確保-見込み)	14	1	9	5	5	34

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に規定された、地域子ども・子育て支援事業について、令和2年度から令和6年度までの各年度ごとの量の見込みを算出するとともに、地域の実情を勘案し確保方策を定めました。

なお、量の見込みや確保方策については情勢の変化等により、必ずしも本計画における量の見込みや確保方策に従うというものではなく、必要に応じ地域の実情を踏まえ柔軟に対応していきます。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

事業概要	保育園（所）等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

時間外保育については、これまで保護者からの要望もないため、実施していませんが、量の見込みの算出結果ではニーズがあります。このため、あらためて保護者ニーズを把握するとともに、事業実施の必要性を見極め、必要に応じて、保育士の確保等を含めて事業を実施します。

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実人数）		40	43	40	42	42
確保方策	実人数	40	43	40	42	42
	施設か所数	1	1	1	1	1
確保一量		0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園や保育施設、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。
------	--

①幼稚園型（在園児対象）

対象年齢	3～5歳
------	------

【確保の考え方】

幼稚園の一時預かりは実施しており、事業実績からみて量の見込みは現状の体制で確保できると判断します。

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)		5,926	6,032	5,104	5,452	5,452
確保方針	延べ人数	5,926	6,032	5,104	5,452	5,452
	施設か所数	1	1	1	1	1
確保一量(延べ人数)		0	0	0	0	0

②幼稚園型以外

対象年齢	0～5歳
------	------

【確保の考え方】

保育所での一時預かりは実施していませんが、量の見込みの算出結果ではニーズがあがっています。このため、あらためて保護者ニーズを把握するとともに、事業実施の必要性を見極め、必要に応じて保育士の確保等を含めて事業を実施します。

単位：人、か所

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)			473	457	488	494	494
確保方針	一時預かり (保育施設)	延べ人数	473	457	488	494	494
		施設か所数	1	1	1	1	1
確保一量(延べ人数)			0	0	0	0	0

(3) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児、緊急対応強化事業)

事業概要	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

病児保育の利用ニーズはありますが、村内に病児保育を行う施設やファミリー・サポート・センターがないため、事業は実施していません。また、今後についても病児保育施設等の確保は困難な状況です。

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)		4	4	4	4	4
確保 方 策	病児 保育事業	延べ人数	0	0	0	0
		施設か所数	0	0	0	0
	ファミサポ(延べ人数)	0	0	0	0	
確保一量		-4	-4	-4	-4	-4

(4) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

事業概要	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
対象年齢	6～11歳(小学生)

【確保の考え方】

村内にファミリー・サポート・センターがなく、また、量の見込みの算出結果でも利用ニーズはあがっていないため、確保は想定していません。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

子育て短期支援事業の利用ニーズはありますが、村内に児童養護施設等がないため、これまで事業の利用実績はありません。また、今後も保護を行う施設の確保は困難な状況です。

単位：日、人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ日数)		12	13	12	12	12
確保方策	延べ人数	0	0	0	0	0
	施設か所数	0	0	0	0	0
確保一量		-12	-13	-12	-12	-12

(6) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
対象年齢	0～5歳

【確保の考え方】

地域子育て支援拠点事業はこれまで実施していませんが、量の見込みの算出結果では利用ニーズがあります。しかし、利用ニーズは月に3回の1回1組程度、若しくは月1回の3組程度の利用であるため、事業実施までには至らず、保健センターで実施する「わくわく親子デー」などで対応します。

単位：回、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用回数	38	38	39	40	40
	か所数	1	1	1	1	1
確保方策(か所数)		0	0	0	0	0
確保一量		-38	-38	-39	-40	-40

(7) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業。
------	--

【確保の考え方】

現在、事業としては実施していませんが、子育てに関する相談支援については、役場窓口や保育所、幼稚園及び保健センター等において、役場職員や保育士、保健師等による相談への対応及び必要な情報提供等を行うことにより、地域の子育て家庭への支援に努めています。

今後も、これまで通りの相談支援を行います。その一方で、「子育て世代包括支援センター」の設置を視野に入れ、設置にあわせて利用者支援事業を実施することとします。

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な、遊び及び活動の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
対象年齢	6～11歳（小学生）

【確保の考え方】

放課後児童健全育成事業の利用ニーズはあがっていますが、当該事業を実施する事業所がないため実施していません。今後も事業所の確保が困難なため、事業実施は想定していません。なお、放課後の健全育成については、クラブ活動や放課後子ども教室推進事業で対応します。

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年(実人数)	28	22	27	21	24
	高学年(実人数)	19	21	18	20	16
	計	47	43	45	41	40
確保方策	登録児童数(実人数)	0	0	0	0	0
	施設か所数	0	0	0	0	0
確保一量		-47	-43	-45	-41	-40

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
------	---

【確保の考え方】

母子保健推進員及び保健師が訪問しており、全数訪問ができています。

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。その結果、量の見込みは実績より多くなりますが、大きな差ではないため、現状で対応できます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	12	12	12	12	12
事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
------	--

【確保の考え方】

保健師等が普段の業務の中で、養育支援が必要な家庭に対して指導・助言等を行い対応しています。今後も、養育が困難な家庭に対して必要な支援を提供していきます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	1	1	1	1	1
事業実施予定	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

(11) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
------	---

【確保の考え方】

量の見込みの算出方法は国の手引に示されていないため、過去の実績を踏まえて算出しました。量の見込みについては過去の実績から確保は可能です。

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ健診回数)	98	98	98	105	98

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策等

(1) 幼児期の教育・保育の体制づくり

現在、本村では幼児期における教育・保育の利用先の振り分けは、認定区分による振り分けではなく、保育所が0～3歳児、幼稚園が4・5歳児と年齢による振り分けとなっています。しかしながら、子どもの最善の利益を第一に考える観点から、保護者の就労状況や子どもの年齢によらない、真に必要なとされる教育・保育のニーズに対応した受け入れ体制を構築する必要があります。

受け入れ体制の構築にあたっては、教育・保育の人材の確保や施設整備等の課題を踏まえながら、次の①～③の方法、あるいはその他の方法も含めて、慎重に検討していきます。

- ①保育所で0～5歳児の保育を必要とする幼児を受け入れ、幼稚園で3～5歳児の教育を希望する幼児を受け入れる。
- ②保育所で0～2歳児までを受け入れ、幼稚園で教育・保育ニーズのある全ての3～5歳児を受け入れる(預かり保育も実施)。その際、幼稚園型の認定こども園への移行も視野に入れる。
- ③保育所と幼稚園を1つに統合し、新たに幼保連携型こども園を整備する。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

発達には連続性を有するものであることから、子ども一人ひとりの個人差に留意しつつ、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て家庭への支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな育ちを保障することが重要となります。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、研修や勉強会及び児童福祉等の専門機関と連携した資質向上に取り組めます。また、子ども一人ひとりに適切に対応できるよう、保育士の確保を始めとする、必要な専門職の人員体制の整備並びに専門職の処遇改善等に取り組めます。

(3) 小学校教育との円滑な接続(保幼小の連携)について

保育所、幼稚園から小学校教育への円滑な接続を図るために以下の点に留意しつつ必要な取り組みを行います。

- ・保幼小の接続を意識したカリキュラムの作成。
- ・小学校教諭の保育所、幼稚園の見学並びに児童、保護者、保育士等との交流
- ・小学校教諭、保育士等との合同研修会の実施。
- ・保育所入所児、幼稚園児と小学校児童との定期的な異年齢交流の実施。
- ・児童に関する情報交換と共有化を図るための場の確保。
- ・子どもの発達段階を考慮し0～2歳児に係る取り組みと3～5歳児に係る取り組みの連携。

第5章 子ども・子育て支援施策の推進

基本目標1 母性並びに乳幼児等の健康確保及び増進

(1) 親と子の健康確保及び増進

【現状・課題】

▶ 妊産婦の健康確保

- 保健センターでは安全・安心な出産が迎えられるよう、親子健康手帳交付時に面談や問診票によるスクリーニングを行い、妊婦の健康状態や生活実態及び若年妊婦(18歳未満)、高齢妊婦(35歳以上)などのハイリスク妊婦(保健指導の必要性が高い妊婦)を把握するとともに、母体の健康管理に必要な情報の提供や相談指導等に努めています。
- 妊婦健康診査有所見者のほか、親子手帳交付時に把握されたハイリスク妊婦に対し、適宜必要な相談指導等を行っています。
- 妊婦健康診査の費用については、公費負担(14回)があるほか、本村では妊婦健診や本島での出産待機に伴う船舶費、交通費及び宿泊費を助成する「妊婦健康診査渡航費等助成事業」を実施し、妊娠、出産に伴う経済的な負担軽減を図っています。また、この事業の実施により渡航費等申請時に保健センターを訪れることから、妊婦の状態の把握や必要な指導・助言等を行うことができます。しかし、仕事や家庭の事情などにより受診できない場合も少なくありません。
- 妊娠36週以降は、島外での出産待機が望ましいことから、日頃から妊婦への指導に努めていますが、出産ギリギリまで村内に留まるケースがあり、今後も指導強化に努める必要があります。
- 妊娠前のやせ(BMI18.5未満)や妊娠中の喫煙などにより、低出生体重児(出生時の体重が2,500g以下)が出現する可能性が高く、低出生体重児は将来生活習慣病を発症する確率が高くなります。本村でも人数は少ないもののほぼ毎年いることから、低出生体重児予防のための保健指導の強化に努める必要があります。
- 国では、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性を指摘しています。本村でも産後に心身の状態が良好でない産婦がみられることから、産婦健康診査事業の導入を検討する必要があります。

▶ 乳幼児等の健康確保

- 乳幼児健康診査(乳児一般健診、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査)は、沖縄県小児保健協会に委託し年3回実施しています。医師、検査技師、栄養士が来島し、健康診査とともに、必要な保健指導及び栄養指導等が行われています。
- 乳幼児健康診査では、発達が気になるなど健診後にフォローを要する児が毎年度把握されますが、発達等に関して保護者が相談できる場がありません。このため、臨床心理士等の専門員による、保護者への相談支援体制の充実を図る必要があります。

- 乳幼児健康診査では、1歳6ヵ月児と3歳児を対象に歯科診療所の医師による歯科検診を実施しています。また、歯科衛生士(歯科診療所)によるブラッシング指導を行っています。今後は、むし歯予防のために、仕上げみがきの子を増やしていく必要があります。
- 歯科診療所では、歯科検診で該当する子について、保護者の希望によりフッ素塗布を行っています。
- 定期集団予防接種は保健センターで実施しており、接種率はほぼ100%となります。

▶ 離乳食実習

- これまで、乳幼児健康診査で来島する栄養士を活用して、健康診査の翌日に離乳食実習を開催していましたが、保護者の都合に合わせた開催ではないため、参加者が少ない状況でした。しかし、本年度(令和元年度)に村の栄養士を確保できたことから、今後保護者の実情に合わせた離乳食実習の開催に取り組む必要があります。

▶ 育児支援活動

- 生後28日以内(里帰りの場合は60日以内)の新生児のいる家庭を訪問する新生児訪問指導事業は、帰島した家庭についてはほぼ全数回れています。訪問した際には、産婦の健康不安に対する相談、新生児の体重測定や健康相談及び子育てに必要な情報の提供等に努めています。
- 生後4ヶ月までの乳幼児のいる家庭を全戸訪問する乳児家庭全戸訪問事業は、保健師が対象となる家庭を全て訪問し家庭の状況を把握するとともに、育児に対する不安・悩みなどを聞き、必要な情報の提供や助言・指導等に努めています。訪問率はほぼ100%となっています。
- 養育支援訪問事業は、事業としての実施はありませんが、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等により毎年養育の面から気になる家庭が1~2件程あります。但し、これまでは特に問題となるようなことはありませんでした。
- 在宅保育の親子が集まり、保護者の育児不安や子育ての孤立感の解消を図るとともに、親子で楽しい一時を過ごすために、0~1歳児の親子を中心に「わくわく親子デー」を月1回、保健センターで開催しています。放送による案内や母子保健推進員の声かけにより参加促進に努めています。
「わくわく親子デー」の年間スケジュールを立てる際には、保護者へのアンケートを行い、希望する内容をプログラムに入れています。

▶ 母子保健推進員の活動

- 母子保健推進員は各区に1人で、定員(5人)を満たしていますが、後任をみつけるのが難しい状況です。主な活動内容は乳幼児健康診査や離乳食実習、「わくわく親子デー」などで補助業務を行っているほか、離乳食実習では子どもの預かりを行っています。また、年に2~3回は本島の研修に参加しているほか、保健センターとの定例会(年3~4回)参加を促すなど、資質向上を図っています。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①妊娠期の健康確保推進</p> <p>○今後も、安全・安心な出産のために、親子健康手帳交付時に面接や問診票によるスクリーニングを行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握するとともに、母体の健康管理について必要な情報の提供や相談指導等を行います。</p> <p>○親子健康手帳交付時に把握されたハイリスク妊婦及び妊婦健康診査で有所見のある妊婦について、適時相談指導等を行います。</p> <p>○妊娠36週以降の妊婦に対し、出産のための島外待機が徹底されるよう指導強化を行うとともに、家庭の事情等によりギリギリまで島内に留まる場合については、緊急時に迅速な対応がとれるよう、関係機関と情報の共有を図ります。</p>	住民福祉課
<p>②妊娠、出産への経済的支援の推進</p> <p>○妊婦健康診査費について、公費負担の継続実施に取り組みます。</p> <p>○妊娠健康診査及び出産に伴う島外待機のための経済的な負担を軽減するために、船舶費、交通費及び宿泊費を助成する「妊婦健康診査渡航費等助成事業」を引き続き実施します。</p>	住民福祉課
<p>③産婦健康診査事業の導入</p> <p>○産後うつへの予防や新生児への虐待予防等を図るために、出産後間もない時期における、産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する、産婦健康診査事業を導入します。なお、産婦健康診査事業の実施に当たり、国では以下の3点を実施要件としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。 ・産婦健康診査の結果が、健診実施機関から村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。 ・産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。 	住民福祉課
<p>④産後ケアの推進</p> <p>○産後の一定期間、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、産後ケアを推進します。</p> <p>○産後ケアにおいては、産婦健康診査を実施する医療機関と連携し、診査結果の報告に基づき、支援が必要とされる産婦を把握します。また、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業などによりケアが必要とされる産婦を把握します。</p> <p>○産後ケアの質的向上を図るために、助産師(島外)への委託について、関係機関との調整を図ります。</p>	住民福祉課

<p>⑤乳幼児健康診査の推進</p> <p>○乳幼児の疾病や異常を早期に発見し、早期の治療・療育や適切な相談指導等を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を支えていくために、乳幼児健康診査を引き続き実施します。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑥歯科保健の推進</p> <p>○1歳6カ月児と3歳児の健康診査における歯科検診を今後も継続します。</p> <p>○むし歯予防のための仕上げ磨きについて保護者への啓発を強化するとともに、歯科検診で該当する子について、保護者の希望により歯科診療所でのフッ素塗布を行います。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑦予防接種の推進</p> <p>○各種予防接種の対象児が漏れなく接種できるよう、今後も予防接種の必要性について啓発を行うとともに、個別通知や各種母子保健事業を通じた接種勧奨を行います。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑧新生児訪問指導事業の推進</p> <p>○産後の必要な支援につながるよう、生後28日以内(里帰りの場合は60日以内)の新生児のいる家庭を保健師等が訪問し、産婦の健康不安に対する相談、新生児の体重測定による栄養・発育状況の確認及び、子育てに必要な情報の提供やアドバイス等を行うために、今後も新生児訪問指導事業を実施します。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑨乳児家庭全戸訪問事業の推進</p> <p>○生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な助言や情報提供を行うなど、子育ての不安や孤立化をなくし安心して子育てができるよう支援するために、今後も乳児家庭全戸訪問事業を実施します。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑩養育支援の推進</p> <p>○育児ストレス、産後うつ等により、子育てに対する不安や孤立感等を抱え養育支援が必要な家庭に対して、保健師等による養育に関する指導助言等を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、今後も養育支援にかかる必要な取り組みを行います。</p>	<p>住民福祉課</p>

<p>⑪母子保健推進員の活動推進</p> <p>○母子保健推進員による各種母子保健事業への支援活動により、事業の円滑な実施が図られるよう、日頃から情報交換を行うほか、母子健康推進員と保健センターとの定例会を開催するなど連携を深めていきます。</p> <p>○母子保健推進員の定数確保を維持するとともに、母子保健推進員の研修への参加及び定例会への参加などを通じた、資質向上に取り組みます。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑫「わくわく親子デー」の推進</p> <p>○保護者の育児不安や子育ての孤立感の解消を図るために、0～1歳児を中心とした在宅保育の親子が集まり、楽しい一時が過ごせるよう、今後も「わくわく親子デー」を開催します。</p> <p>○開催にあたっては、参加促進が図られるよう、保護者の要望を踏まえたプログラムを取り入れます。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑬離乳食実習の推進</p> <p>○保護者が乳児の栄養や離乳食の作り方等について学び、安心して育児ができるよう、今後も離乳食実習を開催します。</p> <p>○開催にあたっては、保護者が参加しやすい日時に配慮するとともに、妊婦等を含めた、参加者の増に取り組みます。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑭子ども医療費助成の推進</p> <p>○子どもの医療を受ける環境を整えることにより、病気の早期発見・早期治療を促し、子どもの健全な発育を図ることを目的に、入院・通院とも中学3年生までを対象とした、現物給付(自己負担なし)を継続します。また、高校生についても、村事業として自動償還払い(自己負担なし)を継続します。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>⑮子育て世代包括支援センターの設置検討</p> <p>○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るために、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うことなどを通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う拠点となる、「子育て世代包括支援センター」の設置について検討します。</p>	<p>住民福祉課</p>

(2) 食育の推進

【現状・課題】

- 保育所では、現在 0～3 歳児の保育を行っているため、食育への関わらせ方が難しく、声掛けしながら食への興味を育んでいます。また、農作物の植え付けから収穫、調理まで行うことで食への関心を高めています。さらに、平成 30 年度より月 1 回のお弁当会を開催し、親への感謝の気持ちや食への関心が育まれるよう取り組んでいます。
 - 幼稚園、小学校ではじゃがいもなどの野菜の植え付けから収穫及び収穫した野菜を使って、カレーパーティーを行っています。また、幼稚園及び小学校ではおにぎりの日を設け、給食の時間に自分でおにぎりをつくることで、食への関心を育んでいます。
 - 幼稚園児から小学校 6 年生までを対象に、学期ごとに 1 回(年 3 回)料理チャレンジウィークを設定し、子どもと一緒に発達段階に応じた料理づくりを行っており、小学 6 年生の 3 学期には自分で 1 食分つくれるよう指導しています。
 - 小学校の家庭科の授業では、栄養バランス(五大栄養素)について学習するとともに、島の食材を知ることや島の食材を使った献立を自分で考えるなど、食への関心を高める授業が行われています。また、6 年生には給食の献立を考えさせ、実際に給食として出すことも行っています。
 - 中学校では、学期ごとに 1 回(年 3 回)お弁当の日を設けています。子どもと親と一緒にお弁当の食材を揃え、基本子どもが調理することで、食への関心、感謝の気持ちを育むとともに、食事について親子で共に考える機会としています。
 - 学校給食週間では、アンケートにより児童生徒の食生活に対する意識を把握するとともに、学校給食の意義や役割について学び、給食センターで働く人達への感謝の気持ちを育んでいます。また、学校栄養士による講話やパネル展示、その他の食に関する学習を通して、児童生徒の食への関心を高めることやマナーの育成、みんなで食事をすることの喜びを知ってもらうなど、食に対する意識の向上に努めています。
-

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①保育所における食育の推進</p> <p>○子どもの年齢に応じて、声かけなどにより食への関心を育むほか、作物の植え付けから調理までかかわることで、収穫の喜びや調理した料理をみんなで食べることの楽しさを感じてもらおうなど、今後も食を営む力の基礎を培っていきます。</p> <p>○引き続き月 1 回のお弁当会の開催を通じて、食への興味と親への感謝の気持ちを育みます。また、栄養士等と連携した効果的な食育への取り組みを進めます。</p>	<p>住民福祉課</p>
<p>②幼稚園における食育の推進</p> <p>○引き続き野菜づくりやおにぎりづくり、料理チャレンジウィークなどの取り組みを通して、食への興味・関心・意欲・感謝の心を育むとともに、望ましい食習慣の形式に資するよう今後も食育を推進します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>③小中学校における食育の推進</p> <p>○成長期にある児童生徒が、心身ともに健康な生活を送る上で基本となる「食」を選択する力の習得、望ましい食習慣の形成を図るために、家庭科の授業や学校給食週間における食に関する教育を推進します。</p> <p>○作物の栽培から収穫・調理まで行うことなどの実践的な取り組み、学校栄養士の活用、その他の教育活動を通じた食育指導を推進します。</p> <p>○食育は家庭が基本となることから、家庭への食育に関する知識の普及啓発を進めます。</p>	<p>教育委員会</p>

(3) 思春期教育の推進

【現状・課題】

- 小中学校では、養護教諭を中心に、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する学習を行うとともに、安易な行動をせず、自分を大切にする力を育むよう指導を行っています。
- 小学校では診療所の医師を招いて、薬物乱用防止教室を実施し、主に未成年者の飲酒・喫煙が成長に及ぼす影響について講話を行っています。
- 中学校については、本部警察署と連携した飲酒・喫煙・薬物乱用防止の講座を毎年開催しています。
- 性について正しく学び、自他の生命を大切にしたい意思決定や行動選択ができる力を育てるため、思春期講座を開催しています。これまで、保健センターと連携して中学生を対象に講師（助産師）を招き、講話（生と性について）を行ったほか、乳児ふれあい体験（1年生）、妊婦体験（2年生）、未成年の妊娠についてのディベート（3年生）を行いました。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
①飲酒・喫煙・薬物乱用防止の指導推進 ○子どもが自らの心と体の健康を守ることができるよう、飲酒や喫煙、薬物が心身の健康に及ぼす害について正しく理解させるために、今後も学校関係者のみならず、関係機関との連携も図り、飲酒、喫煙・薬物乱用行為の防止に関する、小中学生への教育の充実を図ります。	教育委員会
②家庭や地域と連携した飲酒・喫煙・薬物乱用防止の推進 ○家庭や地域に対し、子どもの前で喫煙しないこと、居酒屋など飲酒・喫煙する場に子どもを連れて行くことによる、子どもへの飲酒・喫煙の影響について考えてもらえるよう意識啓発を行います。 ○薬物については、家庭においてもその危険性を周知させるために、保護者への薬物に関する知識の普及啓発を図ります。	教育委員会
③思春期講座の推進 ○中学生を対象に、性に関する正しい知識を学び、命の大切さや父性・母性など豊かな心の育成を図るとともに、自他を大切にする態度が培われるよう、今後も保健師や助産師などの専門員と連携した、思春期講座の開催に取り組みます。	教育委員会 住民福祉課

基本目標2 子どもを安心して生み育てる環境づくり

(1) 子育て支援サービス等の充実

【現状・課題】

▶ 保育所

- 保育所では平成27年度まで0～4歳児を受け入れていましたが、0歳児の待機児童解消のために、平成28年度より4歳児は幼稚園で受け入れ、保育所は0～3歳児までの受け入れとなりました。
- 保育所では保育士の安定確保が課題となっています。

▶ 子ども・子育て支援事業

- 時間外保育や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業(ショートステイ)、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)及び放課後児童健全育成事業については、ニーズはあるものの必要な施設の確保や、保育士等の人材確保及び委託事業所の確保が困難なため、事業実施が難しい状況にあります。しかしながら、地域の理解・協力も得ながら1つでも多くの事業が実施できるよう、取り組む必要があります。
- 子育てに関する情報は、村の広報誌やホームページ、チラシ等により提供しているほか、保護者からの相談や問い合わせがあった際に、必要な情報を提供しています。

▶ 結婚・出産祝い金

- 本村における定住促進及び人口増加を図り、活気に満ちた村づくりを進めるために、「伊是名村定住促進祝い金条例」に基づき、平成31年4月1日以降の結婚及び出産に対し、祝い金を交付しています。(結婚祝い金：50万円、出産祝い金：1子につき10万円)
-

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①保育人材の確保対策の充実</p> <p>○教育・保育のニーズに適切に対応していけるよう、保育士確保のために、これまで通り関係機関とも連携しながら募集活動を行うほか、以下の事項を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士養成過程卒業後、村立保育所に一定期間従事する者への修学金の受付を行い、現に一定期間従事した場合に、貸付金返還を免除する制度の創設。 ・沖縄県が実施する保育士確保対策事業(①保育士試験受験者支援事業、②保育士年休取得等支援事業、③保育士休息取得支援事業)及び保育士正規雇用化促進事業の活用。 ・村内の中学生を対象に、職業としての保育士への関心や理解が深まるよう、保育体験や講座等の開催。 	住民福祉課
<p>②ファミリー・サポート・センター事業の検討</p> <p>○本村における子育て支援の充実を図るために、子育ての支援を受けたい人と支援を行いたい人をつなぎ、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の実施を検討します。</p> <p>○実施検討にあたっては、本村で高齢者を対象とした同様の事業である生活サポート事業の実施方法や、他離島町村におけるファミリー・サポート・センター事業を参考とします。</p>	住民福祉課
<p>③相談支援の推進</p> <p>○保護者からの子育てに関する相談に対し、担当課職員や保健センター職員及び保育士や幼稚園教諭等による相談への対応及び必要な情報の提供等を行うことにより、地域の子育て家庭を支援していきます。</p>	住民福祉課
<p>④情報提供の推進</p> <p>○子育てに関する情報は、今後も村の広報誌やホームページ、チラシ等により提供します。</p> <p>○保護者からの相談や問い合わせがあった際にも、必要な情報を提供していきます。</p>	住民福祉課
<p>⑤結婚祝い金・出産祝い金の交付</p> <p>○若い人が結婚や子どもを生むことに希望を持つことができ、本村の人口増と活気に満ちた村づくりを進めるために、今後も結婚祝い金や出産祝い金を交付します。</p>	企画政策課

(2) 家庭や地域の教育力の向上

【現状・課題】

▶ 学力向上推進

- 本村では、毎年12月12日を「伊是名村教育の日」と定め、伊是名村学力向上推進委員会が主催する生涯学習発表会を開催しています。
- 生涯学習発表会では、地域や保育所、学校、各種団体(子ども会、老人会、各種サークル等)が1年間の活動の発表や短期留学体験学習の発表を行っているほか、幼稚園、小中学校の公開授業や子ども会活動の展示発表、家庭教育に関する発表、子どものお話大会、教育講演会などが行われています。また、高校生による島外生活についての感想も発表しています。
- 学習内容の定着に課題のみられる児童を対象に、個別の学習指導等を行うなど、学級担当の活動をサポートするために、学習支援員を配置しています。現在、小学校に3人を配置されていますが、中学校には配置されていません。
- 家庭学習の向上を図るために、小学校ではがんばりノート、中学校ではスキルアップノートを作成し、家庭と連携した家庭学習の習慣化に努めています。
- 尚円王の里人材育成事業として、村営塾を開設しており、小学生を対象とした「まちがにアフタースクール」と中学生を対象とした「尚円チャレンジ塾」があります。村営塾は島外の事業者(一般社団法人)に委託しており、委託先より講師が派遣(2人)され、毎週月曜日から木曜日の間行われています。無料で学習指導が受けられるため、多くの子が参加しています。
- 「まちがにアフタースクール」の開講は、小学1年生～3年生までが学校の空き教室、小学4年生～6年生が産業支援センターで行っています。「尚円チャレンジ塾」は、小学生と時間をずらして産業支援センターで午後7時半～9時半で行っています。

▶ キャリア形成支援

- 小学5年生から中学3年生までを対象に、将来のキャリア形成に向けて考える機会を提供するため、村出身の起業家などによる講演会を実施しています。講演会の後、小学生は本島の大型スーパーでジョブシャドウイング(社員の仕事を観察して学ぶ取り組み)を行っています。また、中学生は施設見学、規模の大きい学校での体験学習などを行っているほか、1年生は特別支援学校の生徒との交流学习や製作所などの見学、2年生は職場体験など、多様な体験学習を行っています。

▶ 読書活動

- 村教育委員会と県立図書館が連携した移動図書館を毎年2回程度開催し、読み聞かせや図書の貸出を行うなど、子どもの図書への関心を高めています。また、学校図書館が県立図書館から一定期間図書を借りて、生徒への貸出しを行っているほか、日曜日には学校図書館を地域に開放しています。
- 本村には、本の読み聞かせを行うサークルとして「たんぼぼの会」があり、小学校と連携して月1～2回、各クラスに入り絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。そうすることで子どもの想像力や言語能力を高めるとともに、豊かな心の育成を図っています。

○また、生徒の生きる力の糧となるよう、中学校図書館の呼びかけにより地域の人達で結成された「アーサの会」があり、中学生への朝の読み語りを月1回行っています。今後は、より多くの人達による朝の読み聞かせが行えるよう、「アーサの会」の人員体制の充実に努める必要があります。

▶放課後の活動支援

○中学校の部活動では、地域の人材を指導者としてバレーボールやサッカー、ソフトテニスが行われ各種大会に参加しています。

○小学校でも、授業の一環としてクラブ活動を(年10回、1回1時間程度)行っており、4年生～6年生を対象に地域の人材を活用して三味線、琉舞などを指導しています。

また、放課後の子どもの活動拠点を確保し、スポーツ活動(サッカー、バレーボール、バスケットボール)など、様々な体験活動を行うことを通して児童の健全育成を図るために、地域の人材を活用した「放課後子ども教室事業」を実施しています。

▶多様な体験活動

○幼稚園児及び小学校低学年児童による、村内老人福祉施設(チヂン園)入所者との交流活動を行っています。また、小学6年生の就学旅行において、本島の大規模小学校での体験学習を行っています。

○様々な体験を通して豊かな人間性や生きる力を育むために、尚円王ゆかりの水田(逆田)での稲の植え込みから刈り取りまでを行う稲作体験(教育委員会主催で各区で行ってもらう)、キビ刈りから黒糖づくりまでを行う黒ザータづくりなどの自然体験学習を行っています。

○中学生を対象に、保護者や地域の協力を得て、無人島(屋那覇島)で自然体験学習を行っており、伝統漁方を学んだり、魚介類を捕り調理まで行う活動を体験しています。

○伊是名村の歴史・文化を知るために、伊是名島学習会として地域めぐりや地域の工場・消防等の見学などを行っているほか、北海道の小学生との交流活動や海外への短期留学生の派遣を行っています。

▶子どもの居場所運営

○「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を活用し、共働き等で放課後に子どもをみることができない家庭の子を対象に、子育て支援の一つとして令和元年9月より「放課後ふれあいキッズ」(子どもの居場所)を運営しています。活動は、保育士や栄養士などの資格を有する地域の人材が、支援員としてかかわっており、生活指導や簡単な学習支援、おやつ・食事の提供(調理は子どもと支援員が一緒に行うこともある)を行っています。カリキュラムについては、支援員の判断で柔軟な対応に努めています。

○支援員は現在7人が登録しており、利用は小学1年生～4年生までを対象とし、月～金曜日の利用となっています。登録している子は12人で1日あたり5～6人の子が利用しています。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①家庭教育の充実</p> <p>○子どもたちの家庭学習の習慣化、規範意識の醸成、基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進、家庭学習時間の設定、学習準備の確認等及びマナーや礼儀等の意識づけに取り組みます。</p> <p>○家庭学習については、小学校のがんばりノート、中学校のスキルアップノート等を活用し、家庭学習の定着を図ります。</p> <p>○また、家庭における教育力の向上に資するよう、保護者の教育に関する相談への対応や教育講演会の開催等を推進します。</p>	教育委員会
<p>②伊是名村教育の日の推進</p> <p>○子どもたちの教育に関する住民の意識と関心を高めるとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るために、今後も12月12日の「伊是名村教育の日」に、生涯学習発表会を開催し家庭、地域、保育所、幼稚園、学校及び各種団体等の地域における1年間の教育実践活動等の発表、教育講演会の開催、高校生の島外生活の発表等を行います。</p>	教育委員会
<p>③村営塾の推進</p> <p>○尚円王の里人材育成事業として、小学生を対象とした「まちがにアフタースクール」（令和2年度より「まちがに塾」に名称変更予定）と、中学生を対象とした「尚円チャレンジ塾」の2つの村営塾を今後も開設します。</p>	教育委員会
<p>④中学生のキャリア形成支援の推進</p> <p>○小学5年生から中学3年生までを対象に、将来のキャリア形成に向けて考える機会を提供するため、村出身者の起業家等の講演会を開くほか、小学生のジョブシャドウイングや中学生の社会施設の見学、規模の大きい学校での体験学習、職場見学等キャリア教育の推進を図ります。</p>	教育委員会
<p>⑤県立図書館との連携推進</p> <p>○子どもの読書への興味・関心を高めるために、今後も県立図書館と連携した移動図書館を開催し、図書の貸し出しや読み聞かせなどを行います。</p> <p>○また、学校図書館が県立図書館から一定期間図書を借り、生徒への貸し出しを行うほか、学校図書館を地域に開放します。</p>	教育委員会

<p>⑥読み聞かせサークルとの連携推進</p> <p>○読み聞かせサークルである「たんぽぽ」の会や「アーサの会」と連携し、今後も児童生徒への読み聞かせを行い、想像力や言語能力、豊かな心の育成に取り組めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑦放課後の健全育成活動の充実</p> <p>○子どもたちの放課後の安全確保と健全育成を図るために、学校施設等の活用と地域の人材の協力を得て、放課後におけるスポーツ、学習、文化活動などを行う「放課後子ども教室推進事業」を今後も実施するとともに、各区の子ども会と連携した活動を推進します。</p> <p>○国の「新放課後子ども総合プラン」に基づき、今後は「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の立ち上げについて検討します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑧多様な体験活動の推進</p> <p>○多様な体験活動を通して、児童生徒の豊かな人間性、社会性を育むために、今後も稲作体験や黒ザターづくりなどの自然体験活動や職場体験、ボランティアなどの社会奉仕活動、他地域との子ども同士の交流活動及び海外短期留学生派遣並びにその他の体験活動の充実に取り組めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑨子どもの居場所運営の推進</p> <p>○放課後に子どもをみることができない家庭の子について、放課後における子育て支援のための活動を行う拠点を今後も確保し、子どもへの生活指導、学習支援、おやつ・食事の提供等を行います。</p> <p>○子育て支援の活動は、今後も保育士や栄養士等の資格を有する地域人材を活用します。</p> <p>○県の基金設置期間は今のところ令和 3 年度末までとなっているため、その後の継続した活動推進のために、他の補助事業の活用を図るほか、村単独事業としての実施を視野に入れます。</p>	<p>住民福祉課</p>

(3) 就学にかかる経済的支援の推進

【現状・課題】

▶ 就学援助費

- 経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学に必要な費用を援助しています。
- 対象は生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者となります。

▶ 各種検定受験の支援

- 学力向上対策の一環として、児童生徒が受験する各種検定試験(英語検定、漢字検定、数学検定等)に対し、受験にかかる費用の一部を補助しています。

▶ 給食費

- 幼稚園の給食費については、完全無償化となっています。しかし、小中学校の給食費については、令和元年度から3分の1ずつ補助を行い、令和3年度からの無償化に取り組んでいます。

▶ 奨学金・給付金

- 成績優秀で就学する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で進学が困難な者に対し奨学金を給付することで、高等教育進学機会を提供しています。
- これまで、貸付型による給付のみでしたが、子どもの貧困の連鎖を断ち切る観点から、令和元年度より奨学金返済を要しない、給付型の奨学金制度を創設しました。現在1人が利用しています。

▶ 島外遠征費

- スポーツ大会に限らず児童生徒が島外で行う諸教育活動への参加にあたっては、参加に伴う交通費及び宿泊費を補助しています。
-

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①就学援助費の支給推進</p> <p>○経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な費用を今後も支給します。</p>	教育委員会
<p>②各種検定受験支援</p> <p>○児童生徒の学力向上を図るために、児童生徒が受験する各種検定試験を受ける際に、これにかかる費用の一部を今後も助成します。</p>	教育委員会
<p>③学校給食費の無償化推進</p> <p>○幼稚園の給食費については、今後も無償とします。</p> <p>○小中学校の給食費については、令和 3 年度の無償化に向けて段階的に保護者負担の軽減を図ります。</p>	教育委員会
<p>④奨学金の支給推進</p> <p>○成績優秀で修学意欲がありながら、経済的な理由により進学が困難な者に対し、今後も貸付型又は給付型の奨学金を支給し、高等教育進学の手助けを提供します。</p>	教育委員会
<p>⑤島外遠征費の支給推進</p> <p>○児童生徒が島外で行う諸活動に対し、今後も島外遠征に伴う交通費及び宿泊費を支給します。</p>	教育委員会

(4) 事件・事故防止対策

【現状・課題】

- 村では、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を毎年点検し、必要な箇所への新規設置や現状の維持・回復に努めています。
 - 教育委員会では、本部警察署や駐在所と連携し、幼稚園児と小学1・2年生への横断歩道のわたり方の実演、小学3～6年生への自転車の安全点検や安全な乗り方の指導を行っています。また、中学生についても自転車の安全点検、村道での安全な自転車通行の実体験を行っているほか、特殊ゴーグルによる飲酒時の見え方を体験するなどの交通安全教室を実施しています。
 - 幼稚園、小学校では交通安全を含めた校外指導の一貫として、校門前でPTA・民生委員・教諭による朝のあいさつ運動を行っています。また、中学校でも教諭と生徒(当番を決めて)が校門前で、朝のあいさつ運動を行っています。
 - 教育委員会と本部警察署の間で平成26年に「子どもを事件・事故から守るゆいまーる活動制度」に関する協定調印を行いました。この制度により、駐在所の警察官が登下校時間帯にパトロールをしながら幼稚園、小中学校に立寄り、教職員との情報交換を行うことで、犯罪の未然防止及び地域の安心感を高めています。
 - 夏休み期間中は、島外から多くの人を訪れるため、不審者注意の指導を行っています。また、島外の高校に進学した子が帰省するため、中学生が飲酒などにまきこまれることがないように指導しています。
 - 夏休みに幼小PTA校外指導部と幼稚園教諭、小学校指導員、駐在所による夜間パトロールが実施されています。また、本部警察署や駐在所と連携して毎年度、幼稚園・小中学校での不審者避難訓練を実施(年1回)しています。
 - パソコンや携帯電話の普及に伴い、ネットを悪用したサイバー攻撃から子ども達を守るために、小・中学生を対象としたサイバー犯罪防止教室を本部警察署や駐在所等と連携して開催しています。
-

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①交通安全施設の整備推進</p> <p>○村内のガードレールやカーブミラー等の交通安全施設について、定期点検を行うとともに、地域からの要請も踏まえて、必要な箇所について整備や修復等を行います。</p>	<p>総務課 建設環境課</p>
<p>②交通安全指導の推進</p> <p>○子どもを交通事故から守るために、今後も本部警察署や駐在所と連携し、幼稚園や小学1・2年生への横断歩道の渡り方の指導、小学3～6年生及び中学生への自転車の安全点検や安全な乗り方の指導等を行います。</p> <p>○校門前のコーン設置や朝のあいさつ運動などによる、交通事故の未然防止に取り組みます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>③交通安全思想の普及啓発</p> <p>○関係機関・団体等と連携し、飲酒運転撲滅をはじめとする交通安全思想の普及啓発を行います。</p>	<p>総務課</p>
<p>④防犯活動の推進</p> <p>○警察と連携した犯罪に関する地域への情報提供を行います。また、小中学校における不審者避難訓練を今後も実施します。</p> <p>○「子どもを事件・事故から守るゆいまーる活動制度」の一層の普及を図り、事件・事故のない安全・安心な地域づくりを進めます。</p>	<p>総務課 教育委員会</p>
<p>⑤サイバー犯罪防止対策の推進</p> <p>○子どもがネット被害に巻き込まれることがないように、警察等と連携して、ネットを利用する際のモラルや危険回避能力などの育成を図ります。</p>	<p>教育委員会</p>

(5)子育てしやすい環境づくり推進

【現状・課題】

- 平成 27 年度に就航したフェリーには乳児を連れた保護者に配慮して、授乳やおむつ交換ができる場所が確保されていますが、そのほかの村内公共施設にはそうした場所や親子で一緒に利用できるトイレ(乳幼児のチェアなどが付いている)などは整備されていません。
- 公園は各区に整備されており、区の清掃の日に遊具等の安全性点検が行われ、区からの要請により遊具の修復等を行っています。一方、アンケート調査では、公園の遊具が錆びて危険である。また、土・日の遊び場がない、日差しの強い日や雨の日でも遊べるような場がほしいといった意見があります。
- 運動会などの学校行事の際に、正門前でタバコを吸っているのが気になるといった意見があり、子どものいるところでの喫煙行為をなくす呼びかけが必要です。
- 村営住宅については、子育て世帯の優先入居を行っています。また、本村の移住定住者の促進を図るため、古民家を改修した、子どものいる世帯の定住住宅の整備を進めており、これまで複数世帯が移住しています。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
①安心して外出できる環境づくり推進 ○村内の公共施設について、授乳やおむつ交換ができる場所、親子で一緒に利用できるトイレの設置など、乳幼児をつれた保護者が安心して外出できる環境づくりを推進します。	総務課
②遊び場の環境づくり推進 ○公園の管理及び遊具等の安全点検については、引き続き区と連携して行い、遊具の安全性を確保するために適宜必要な修復等を行うとともに、必要に応じて安全性の高い遊具の設置などを進めます。 ○雨の日や日差しが強い日などでも外で遊べるよう、公民館や公共施設の開放について関係機関・団体等と調整を図ります。また、児童センター(仮称)の整備について、今後検討します。	商工観光課 農林水産課
③子育てに適した住環境の整備推進 ○村営住宅の子育て世帯の優先入居を継続するとともに、古民家改修など子育てに適した住環境づくりに取り組みます。	建設環境課

基本目標 3 要支援児童へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 要保護児童対策

【現状・課題】

- 本村では、児童虐待のみならず不登校や非行、保護者による監護が不相当であると認められる児童等に対し、関係機関、関係団体及び関係者間の適切な連携の下に必要な支援を行うために、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。
- これまで、不登校(長期ではない)や虐待(ネグレクト)が疑われるなどのケースがありましたが、協議会の代表者会議を開くまでには至らず、個別ケース会議で対応しています。また、児童虐待に関する地域への啓発も行っておりません。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①要保護児童対策地域協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none">○要保護児童に関する協議事項はなくとも、児童福祉法や児童虐待防止法に基づき関係機関等との連携体制を維持し、必要時に適切な対応につながるよう、年に1回程度「要保護児童対策地域協議会」を開催します。○要保護児童について、早期の適切な支援が提供できるよう、適宜現場関係者による個別会議を開催します。また、必要に応じて警察やその他の関係機関と連携した支援を行います。	住民福祉課
<p>②児童虐待に関する通告義務の周知推進</p> <ul style="list-style-type: none">○児童虐待(疑いを含む)に関して地域住民等の通告義務について、地域への周知を図ります。	住民福祉課

(2)ひとり親家庭への支援

【現状・課題】

- 母子・父子家庭については、医療費の助成や児童扶養手当の支給といった経済的支援のほか、保育所優先入所の仕組みがあります。
- 村内の母子家庭については、特に就労支援が必要な状況ではありませんが、貸付の相談がある場合には無利子の貸付(県事業)等についての情報提供を行ってきました。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
①母子・父子家庭医療費助成事業の推進 ○村民税が一定額に満たない母子家庭、父子家庭等に対して、医療費の自己負担分の一部について助成します。	住民福祉課
②児童扶養手当の利用支援 ○父母の離婚などにより、父(母)と生活を共にできない児童の母(父)や父母にかわって児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健全育成が図れるよう支援をするために、児童扶養手当の利用を推進します。	住民福祉課
③保育所優先入所推進 ○母子・父子家庭の保育所(園)への優先入所を推進します。	住民福祉課
④村営アパート優先入居検討 ○母子・父子家庭の村営アパートへの優先入居を検討します。	建設環境課
⑤相談・情報提供の推進 ○母子家庭等の自立生活を支援するために、多様な相談に対応し必要な助言・指導を行うとともに、自立支援のための各種制度(経済的援助、福祉資金の貸付制度、就労支援制度等)について、情報の提供を行います。	住民福祉課

(3) 障がい児施策の充実

【現状・課題】

▶療育相談事業(親子ふれあい事業)

- 乳幼児健康診査で把握された発達が気になる子については、名護療育園の小児科医と言語聴覚士及び障がい児サービス事業所の臨床心理士による、年2回の療育相談(親子ふれあい事業)を村内で実施しています。また、経過観察が必要な子については、保育所や保護者と連携した状況把握を行うとともに、保育所や保護者からの相談に対応しています。
- 発達が気になる小中学生についても、要望があれば必要に応じて療育相談につないでいます。

▶障がい児保育

- 保育所では、障がい児保育を行っており、対象となる子には加配の保育士を配置しています。
- 障がいのある子の保育にあたっては、保育士が研修等に参加し保育にかかる知識やスキル向上に努めています。また、療育相談事業における臨床心理士の相談・指導等を受けながら保育向上に努めています。

▶特別支援教育

- 特別な支援を必要とする幼稚園児並びに児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育の推進にあたっては、小中学校に校内委員会(幼稚園は小学校に含まれる)を設置し、支援が必要な子の実態把握及び学習面や生活面での支援のあり方等について検討を行っています。また、全ての教職員の共通理解のもとで、適切な指導や支援及び保護者との連携を図っています。
- 校内関係者や関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口などの役割を担う、特別支援教育コーディネーターを配置しています。
- 特別な支援を必要とする児童生徒については、学校生活の安全や学習を支援するために、特別支援教育支援員を配置する必要がありますが、人材確保が困難なため、現在配置できていません。
- 特別支援教育では、普通学級で支援を受ける子がいるほか、障がいの特性に応じた教育が効果的に行えるよう、特別支援学級を設置しています。現在、小中学校に知的と情緒の学級が各1クラスあります。
- 特別支援教育に関する理解や支援スキルの向上を図るために、教諭の研修(島外)への参加が行われています。を図っています。また、県からスクールカウンセラーが月1回派遣され、カウンセラーによる講演会及び教諭や保護者への相談指導等を行っています。これにより、教諭の支援スキルの向上や保護者の障がいへの理解・受容が図られています。なお、スクールカウンセラーは月1回の派遣では十分ではないため、村単独でさらに月1回招聘しています。
- 障がいのある子については、幼児期から中学校までの成長過程を通して一貫した療育支援が必要であり、保育所から幼稚園、小中学校間の連携が大切となります。このため、保幼小の連携のもと対象となる子の交互観察や情報交換を行っています。また、今年度(令和元年度)より「伊是名村地域自立支援協議会」で幼小中の連携を目指しています。

○国及び県では、特別支援教育の在り方として、障がいのある子と障がいのない子が共に学ぶことのできる※インクルーシブ教育システムの構築を目指しており、本村においてもその在り方を踏まえた、特別支援教育の推進に努める必要があります。

【今後の取り組み】

主要事業計画	主管課
<p>①療育相談事業の推進</p> <p>○発達が気になる子を対象に、今後も小児科医や臨床心理士等による療育相談が行われるよう、関係機関との連携を図ります。また、必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供及び相談・助言等を行います。</p>	住民福祉課
<p>②障がい児保育の推進</p> <p>○障がい児保育の実施にあたっては、集団生活を通じて、発育・発達が助長されるよう、保健師との連携や加配の保育士を配置するとともに、障がいの特性に応じた保育のあり方について、保育所全職員の共通理解のもとで実施します。</p> <p>○障がい児保育に関する研修や相談指導等が受けられるよう、療育相談事業やその他関係機関との連携を図ります。</p>	住民福祉課
<p>③経過観察を通じた支援の推進</p> <p>○障がいや発達が気になる幼児について、必要に応じて保健師等が保育所や保護者と連携した経過観察を行うとともに、保育所や保護者からの相談に対し必要な指導・助言等を行います。</p>	住民福祉課
<p>④特別支援教育推進体制の充実</p> <p>○今後も校内委員会を設置し、心身に障がいのある子一人ひとりのニーズに応じた教育や支援を、全ての教職員の共通理解のもとで、組織的・計画的に進めます。</p> <p>○個別のケースについて検討を要する場合は、関係教職員によるケース会議等を開催します。</p> <p>○特別支援教育における校内関係者及び学校と関係機関との連絡・調整、個別の指導計画の作成支援、保護者からの相談等に対応するため、今後も特別支援教育コーディネーターを配置します。</p> <p>○障がいの特性に応じた教育が効果的に行えるよう、今後も特別支援学級を設置します。</p> <p>○特別な支援を必要とする児童生徒の、学校生活における安全や学習を支援するために、特別支援教育支援員の確保に取り組みます。</p>	教育委員会

※インクルーシブ教育システム

障がいのある児童生徒が、障がいを理由に差別されることなく、障がいのある子もない子も共に学ぶことのできる仕組のことで、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなど、6つの項目が示されています。

<p>⑤教職員の資質向上</p> <p>○特別支援教育コーディネーターをはじめ、全ての教職員が障がいの特性に応じた適切な教育的支援や教育相談の専門性を高めていくために、研修等を通して資質向上を図ります。</p> <p>○スクールカウンセラーによる相談・指導等が受けられ、発達等が気になる子の教育・指導等の向上及び保護者の障がいへの理解・受容が進むよう、県のスクールカウンセラーの派遣とともに、村単独での招聘を継続します。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑥就学支援の充実</p> <p>○心身に障がいのある子の就学支援においては、生育歴調査や行動観察及び医学的・心理学的診断を通して子どもの状態を適切に把握した上で、保護者との相互理解・信頼関係を築き、子どもの教育的ニーズに適した教育の内容や方法を助言するとともに、保護者の意向を尊重した就学決定を行います。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑦学校等施設の整備推進</p> <p>○障がいのある子が安心して充実した幼稚園生活・学校生活が送れるよう、必要に応じて幼稚園及び小中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。</p>	<p>教育委員会</p>
<p>⑧療育の連続性の確保</p> <p>○障がいのある子の療育に関わる保健師、保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭等の関係者による連絡会等を開催し、情報の交換を行うとともに、関係者間で保育所、幼稚園、小中学校を訪問し合うなどにより、幼児期から中学校までの成長過程を通して、関係者が連携した、連続性の高い療育体制の構築に取り組みます。</p>	<p>住民福祉課 教育委員会</p>
<p>⑨共に学ぶ教育の推進</p> <p>○障がいのある子と障がいのない子がともに学ぶ教育環境を推進するため、児童生徒が障がいを身近に感じ、自ら考えていけるような指導・教育を展開し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形成に向けた実践力の育成に取り組みます。</p>	<p>教育委員会</p>

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの成長過程や生活に関わる様々な分野が密接に連携し、施策の総合的・効率的な推進を図ることが重要となります。そのため保健、医療、保育、教育、福祉の各分野の関係者及び関係機関とともに、家庭や地域、事業所、諸団体等と子ども・子育て支援に向けた連携・協力体制を構築します。

(2) 計画の進行管理

本計画の進捗状況及び実施状況の点検・評価については、計画担当課（住民福祉課）が中心となって、毎年度施策・事業の実施状況や実施上の課題等について把握し、事業等の評価を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、計画の点検・評価に対する「伊是名村子ども・子育て会議」での助言等に配慮しながら、計画の適切な進行を管理します。

さらに、計画の点検・評価の結果については村の広報誌やホームページ等により公表します。

(3) 子ども・子育て支援の意義と計画の周知

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識のもと、子どもの最善の利益を実現する観点から、地域社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育ての重要性について理解を深め、それぞれの役割を果たすことができるよう、子ども・子育て支援の意義並びに本計画について周知を図り、計画推進への参画を促します。

資料編

●主な調査結果の概要（子ども・子育て支援に関する調査（就学前児童））

1. 家族の状況

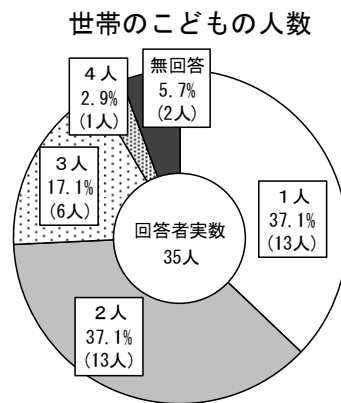
（1）子どもの年齢と世帯の子どもの人数

就学前の子どもの年齢は、「3歳」と「5歳」が25.0%と最も高く、次に「1歳」と「2歳」が14.1%となります。

次に、世帯の就学前の子どもの人数は、「1人」と「2人」が37.1%と最も高く、次に「3人」が17.1%となります。

また、1世帯あたりの就学前の子どもの人数(平均)は、1.85人となります。

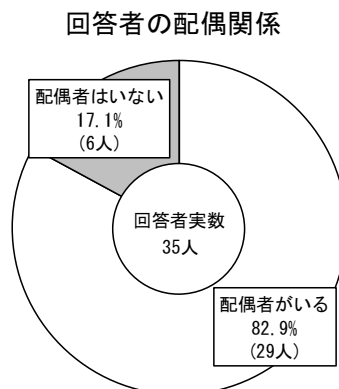
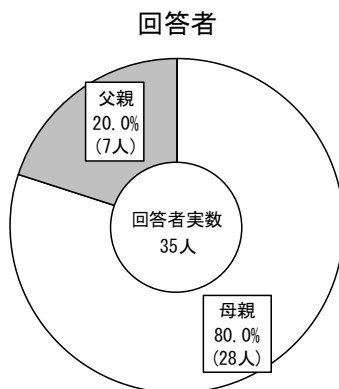
年齢	割合	人数
0歳	7.8%	5人
1歳	14.1%	9人
2歳	14.1%	9人
3歳	25.0%	16人
4歳	7.8%	5人
5歳	25.0%	16人
6歳	4.7%	3人
無回答	1.6%	1人
回答者実数		64人



（2）回答者・配偶関係

回答者は、「母親」が80.0%、「父親」が20.0%となります。

回答者の配偶関係については、「配偶者がいる」が82.9%、「配偶者がいない」が17.1%となります。また、「配偶者がいない」と答えたのは、「母親(母子家庭)」と「父親(父子家庭)」がそれぞれ3人となります。



母子家庭	3人
父子家庭	3人

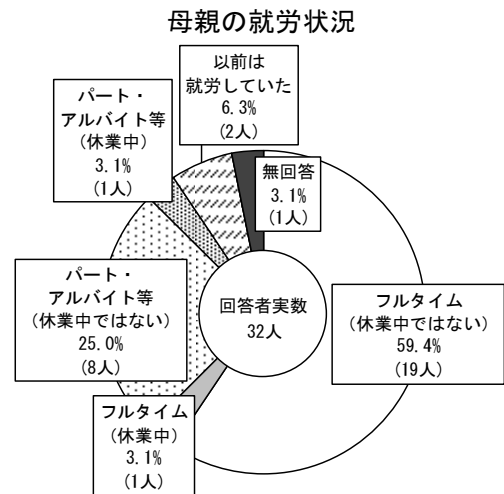
2. 母親の就労状況

(1) 就労状況

母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）については、「フルタイム（休業中ではない）」が59.4%と最も高く、「フルタイム（休業中）」の3.1%を合わせると、フルタイムで就労している母親が62.5%を占めます。

また、「パート・アルバイト等（休業中ではない）」が25.0%と2番目に高く、これに「パート・アルバイト等（休業中）」の3.1%を合わせると、パート・アルバイト等で就労している母親が28.1%となります。

さらに、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると、母親の90.6%が就労しています。



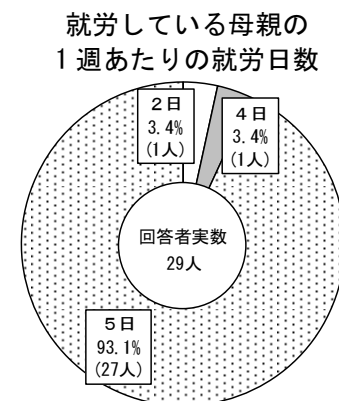
選択肢の略称	選択肢の内容
フルタイム（休業中ではない）	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
フルタイム（休業中）	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
パート・アルバイト等（休業中ではない）	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
パート・アルバイト等（休業中）	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
以前は就労していた	以前は就労していたが、現在は就労していない
就労したことがない	これまで就労したことがない

* フルタイムとは、1週5日程度で1日8時間程度の就労

* パート・アルバイト等とは、フルタイム以外の就労

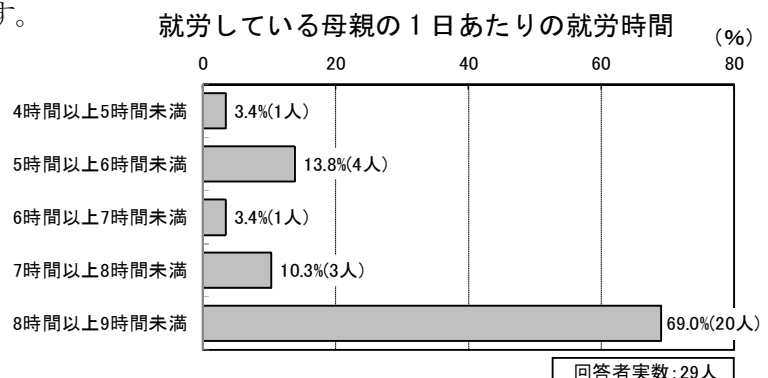
(2) 1週あたりの就労日数

現在、就労している（休業中も含む）母親の1週あたりの就労日数は、「5日」が93.1%とほとんどを占めます。次に「2日」と「4日」が3.4%となります。



(3) 1日あたりの就労時間（残業時間を含む）

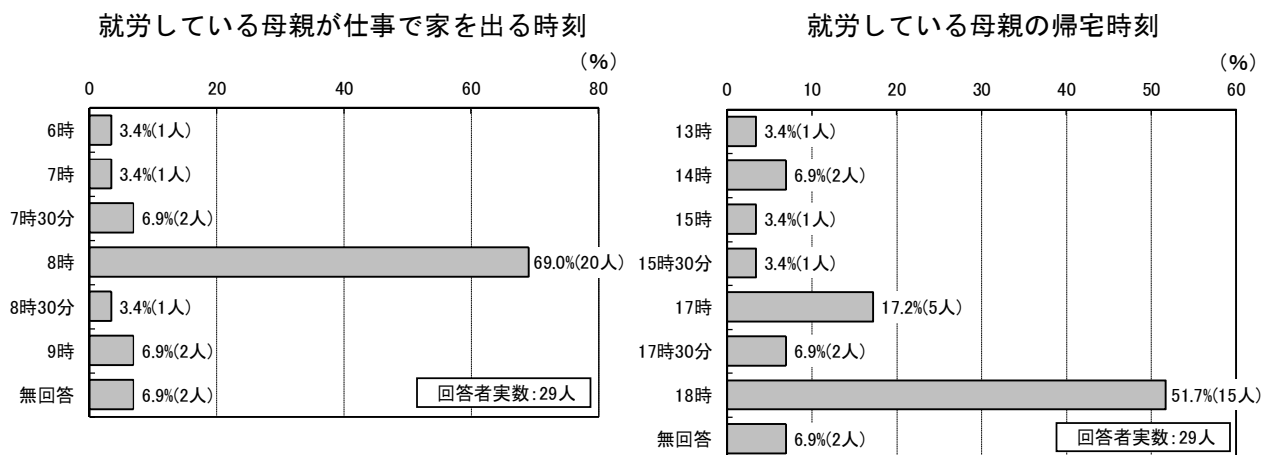
現在、就労している（休業中も含む）母親の、1日あたりの就労時間（残業時間を含む）は、「8時間以上9時間未満」が69.0%とほぼ7割を占め、次に「5時間以上6時間未満」が13.8%、「7時間以上8時間未満」が10.3%となります。



(4) 就労のために家を出る時刻・帰宅時刻

現在、就労している(休業中も含む)母親が仕事で家を出る時刻は、「8時」が69.0%と最も高く、そのほかの時刻については6.9%以下の割合となります。

また、帰宅時刻は、「18時」が51.7%と最も高く、次に「17時」が17.2%となります。



(5) フルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親(9人)の、フルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が77.8%と多数を占め、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が22.2%となります。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	—
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	22.2% (2人)
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	77.8% (7人)
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	—
回答者実数	9人

(6) 就労していない母親の就労希望・就労時期

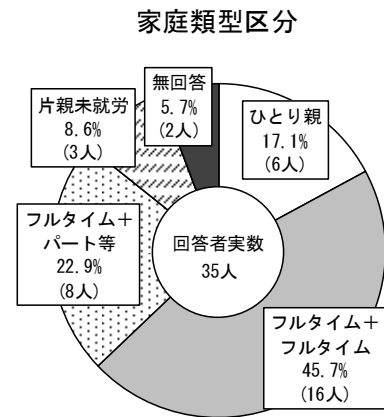
「以前は就労していた」と答えた母親(2人)の、今後の就労希望については、いずれも「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」と答えています。

就労していない母親の就労希望

子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	—
1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい	100.0% (2人)
すぐにも、もしくは1年以内に就労したい	—
回答者実数	2人

(7) 家庭類型区分

保護者の配偶関係と就労状況から、家庭のタイプ（類型）を区分した家庭類型区分をみると、「フルタイム＋フルタイム」が45.7%と最も高く、次に「フルタイム＋パート等」が22.9%、「片親未就労」が8.6%となります。また、「ひとり親」が17.1%となります。



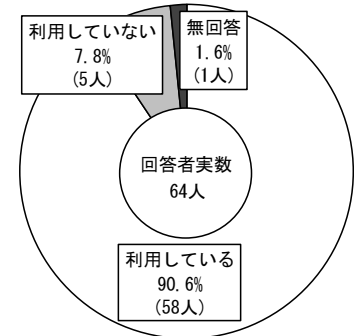
家庭類型区分	内容
ひとり親	母親だけもしくは父親だけと同居
フルタイム＋フルタイム	母親、父親ともフルタイムで就労
フルタイム＋パートタイム等	母親、父親のうち一人がフルタイム、一人がパートで就労
片親未就労	母親、父親のうち一人がフルタイム、一人が未就労

3. 平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育の事業の利用状況

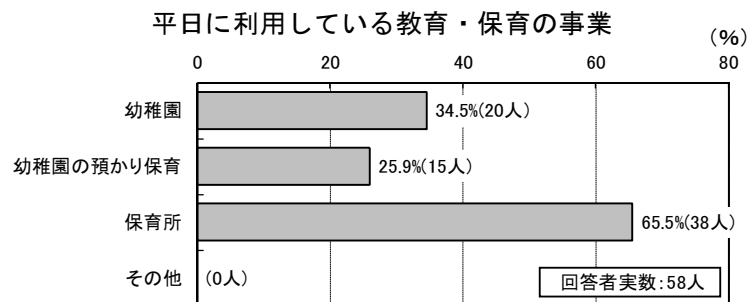
幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育の事業の利用については、「利用している」が90.6%、「利用していない」が7.8%となります。

定期的な教育・保育の事業の利用状況



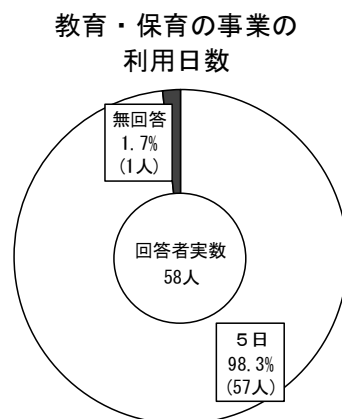
(2) 平日に利用している教育・保育の事業（複数回答）

定期的な教育・保育の事業を「利用している」と答えた保護者が、平日に利用している教育・保育の事業については、「保育所」が65.5%と最も高く、次に「幼稚園」が34.5%、「幼稚園の預かり保育」が25.9%となります。なお、「幼稚園」を利用している子の多く（20人中15人）が「幼稚園の預かり保育」を利用しています。



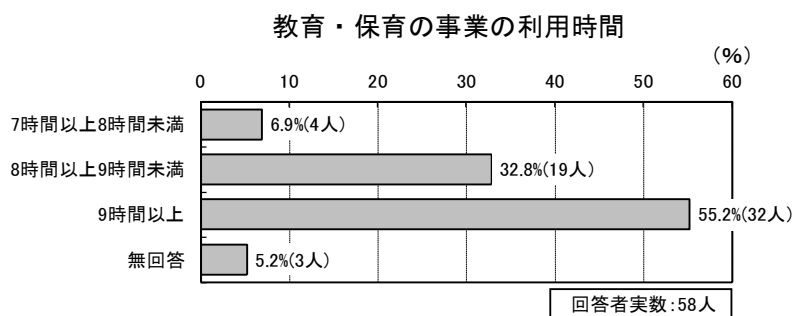
(3) 教育・保育の事業の利用日数

現在利用している教育・保育の事業の1週あたりの利用日数について、回答があったのは「5日」のみで、98.3%とほとんどを占めます。



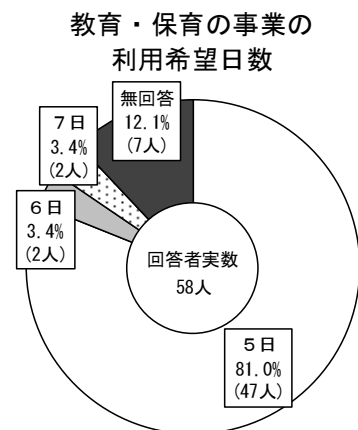
(4) 教育・保育の事業の利用時間

利用している教育・保育の事業の1日あたりの利用時間については、「9時間以上」が55.2%と最も高く、次に「8時間以上9時間未満」が32.8%、「7時間以上8時間未満」が6.9%となります。

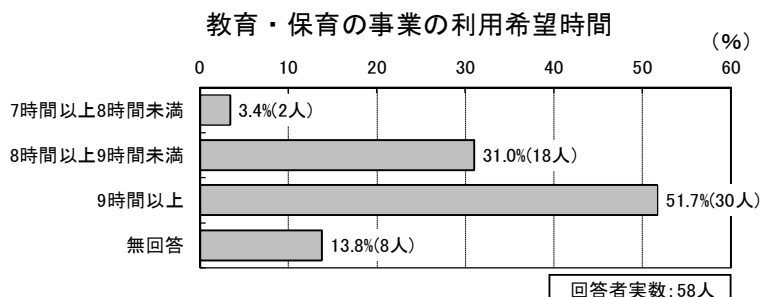


(5) 教育・保育の事業の利用希望日数・希望時間

現在利用している教育・保育の事業について、希望する1週あたりの利用日数は、「5日」が81.0%とほとんどを占めますが、現在の「5日」の利用日数の割合(98.3%)と比べると、17.3ポイント低くなります。また、現在の利用日数にはなかった、「6日」と「7日」の利用希望があります。



次に、現在利用している教育・保育の事業について、希望する1日あたりの利用時間は、「9時間以上」が51.7%と最も高く、次に「8時間以上9時間未満」が31.0%となります。

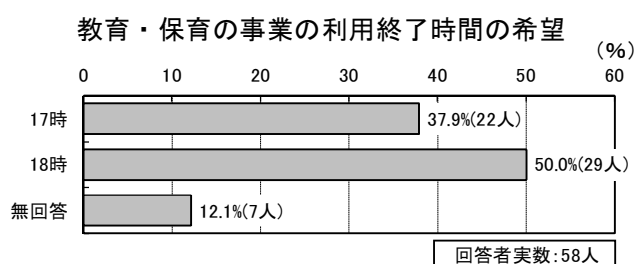
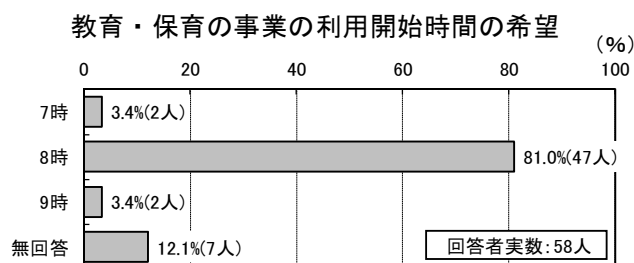


(6) 教育・保育の事業の利用開始時間・終了時間の希望

現在利用している教育・保育の事業について、希望する利用開始時間は、「8時」が81.0%とほとんどを占めますが、現在の利用開始時間(89.7%)と比べると8.7ポイント低くなります。

希望する利用終了時間は、「18時」が50.0%と最も高く、次に「17時」が37.9%となります。

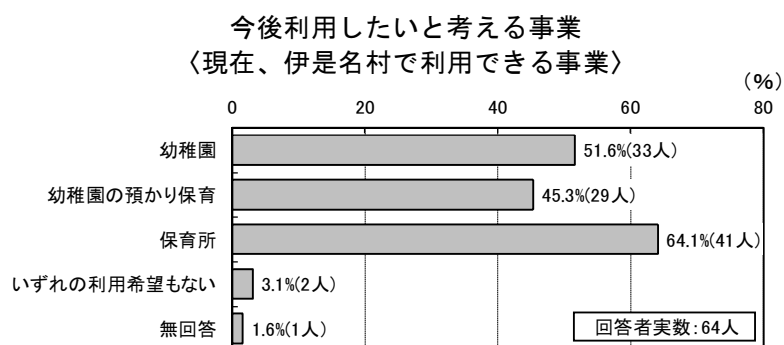
また、現在の利用終了時間と比べても、ほぼ同程度の割合となります。



(7) 定期的にご利用したい教育・保育の事業 (複数回答)

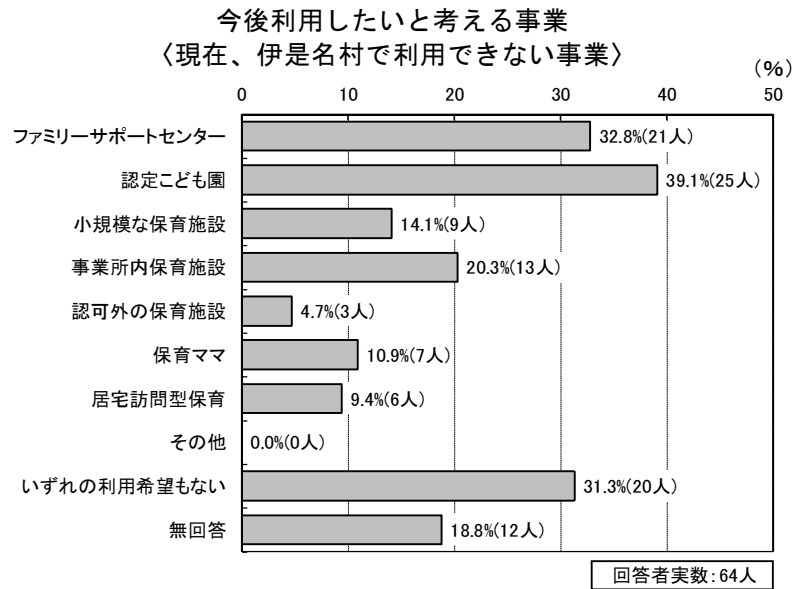
〈現在、伊是名村で利用できる事業について〉

村内で利用できる (実施している) 事業の今後の利用希望については、「保育所」が64.1%と最も高く、次に「幼稚園」が51.6%、「幼稚園の預かり保育」が45.3%となります。



〈現在、伊是名村で利用できない事業について〉

現在、村内で利用できない（実施していない）事業ではあるが、利用希望のある事業としては、「認定こども園」が39.1%と最も高く、次に「ファミリー・サポート・センター」が32.8%、「事業所内保育施設」が20.3%となります。そのほか様々な事業について利用希望がありますが、「いずれの利用希望もない」が31.3%と3割余りを占めます。

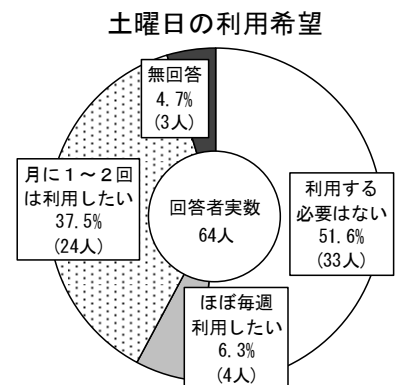


4. 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育の事業の利用希望

(1) 教育・保育の事業の土曜日と日曜・祝日の利用希望

1) 土曜日の利用希望

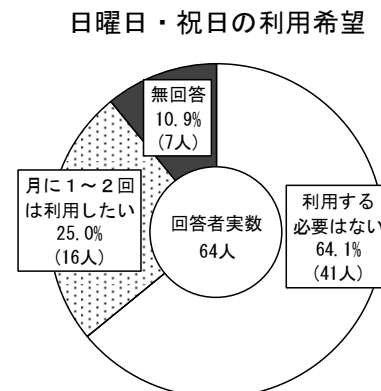
定期的な教育・保育の事業の土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が51.6%と半数余りを占めます。一方、「月に1~2回は利用したい」が37.5%、「ほぼ毎週利用したい」が6.3%で、合わせると43.8%が利用したいと考えています。



2) 日曜日・祝日の利用希望

定期的な教育・保育の事業の日曜・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が64.1%と高く、「月に1~2回利用したい」が25.0%となります。

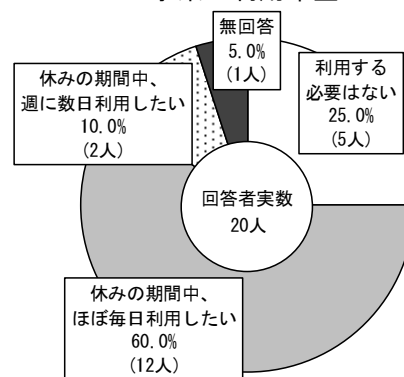
家庭類型別にみると、「月に1~2回利用したい」の希望は、「ひとり親」の家庭が42.9%と最も高く、次に「フルタイム+フルタイム」が33.3%となります。



(2) 長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望

「幼稚園」を利用している子の、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が60.0%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が10.0%で、合わせると70.0%が利用を希望しています。

長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望

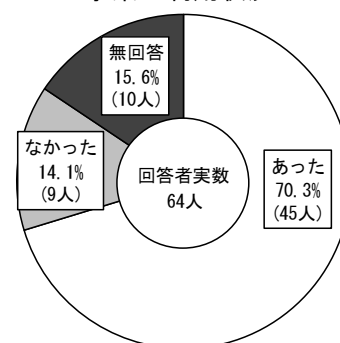


5. 子どもが病気などの際の対応

(1) 病気やケガによる事業の利用状況

定期的な教育・保育の事業を現在「利用している」と答えた保護者が、この1年間に子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについては、「あった」が70.3%、「なかった」が14.1%となります。

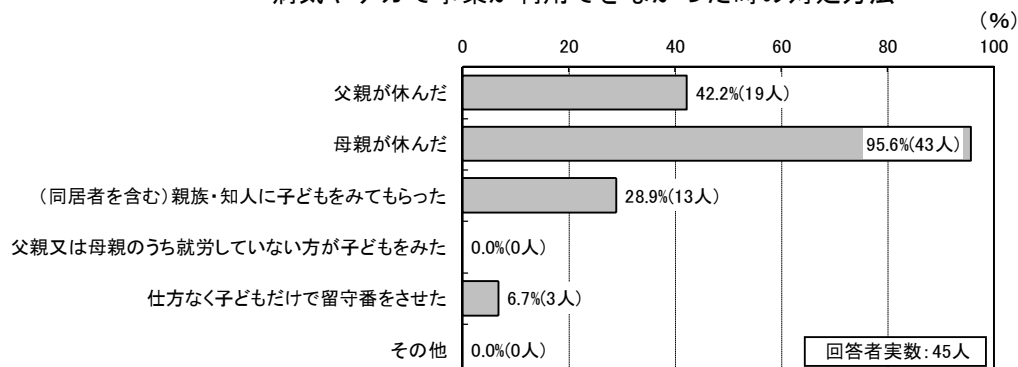
病気やケガによる事業の利用状況



(2) 病気やケガで事業が利用できなかった時の対処方法（複数回答）

子どもの病気やケガで、普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が95.6%と最も高く、次に「父親が休んだ」が42.2%となります。そのほか、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が28.9%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が6.7%となります。

病気やケガで事業が利用できなかった時の対処方法

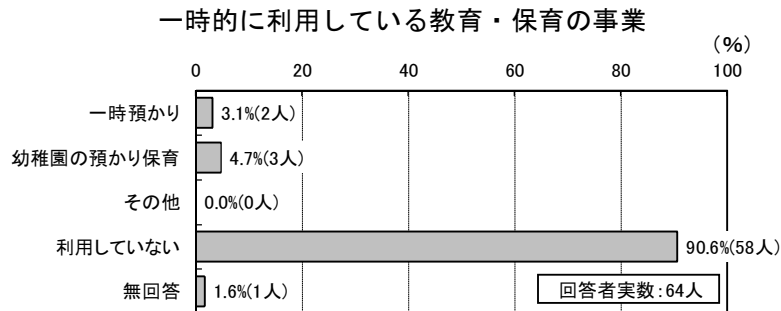


6. 不特定の教育・保育の事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

(1) 一時的に利用している教育・保育の事業（複数回答）

保護者の私用、通院、不特定の就労等の目的で、不定期に利用している事業については、「利用していない」が90.6%とほとんどを占めます。

一方、利用している事業では「一時預かり（保育所など）」が3.1%、「幼稚園の預かり保育」が4.7%となります。

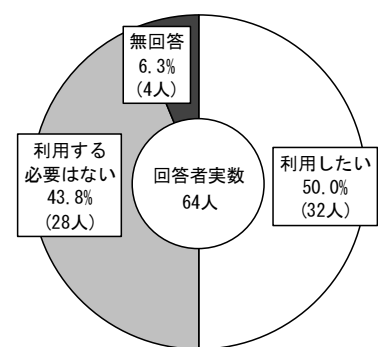


(2) 不特定の事業の利用希望

保護者の私用、通院、不特定の就労等による教育・保育の事業の不特定の利用希望については、「利用したい」が50.0%、「利用する必要はない」が43.8%となります。

家庭類型別にみると、「利用したい」は、「フルタイム+パート等」と「片親未就労」の家庭がともに66.7%と最も高く、次に「フルタイム+フルタイム」の家庭が46.7%で、「ひとり親」の家庭が14.3%と最も低くなります。

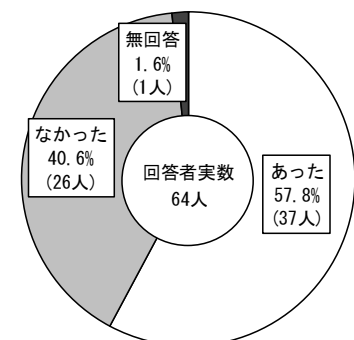
不特定の事業の利用希望



(3) 泊りがけで子どもを家族以外にみてもらったこと

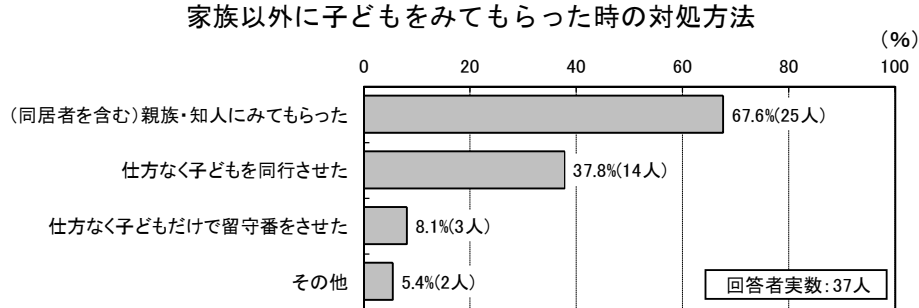
この1年間に保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことについては、「あった」が57.8%、「なかった」が40.6%となります。

泊りがけで子どもを家族以外にみてもらったこと



(4) 泊りがけで家族以外に子どもをみてもらった時の対処方法 (複数回答)

泊りがけで、家族以外に子どもをみてもらわなければならないことが「あった」と答えた保護者の、その時の対処方法としては、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が67.6%と最も高く、次に「仕方なく子どもを同行させた」が37.8%となります。



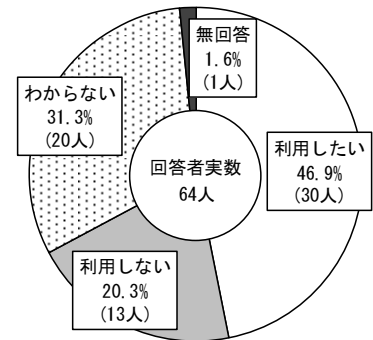
7. 地域の子育て支援

(1) 地域子育て支援事業の利用希望

地域子育て支援事業 (公共施設や保育所などを利用して、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児に関する情報の提供、育児相談などができる事業) があった際の利用希望については、「利用したい」が46.9%、「利用しない」が20.3%となります。

一方、「わからない」が31.3%と比較的高く、具体的なサービスの内容や利用方法が想定できない保護者が多いことによるものと考えられます。

地域子育て支援事業の利用希望

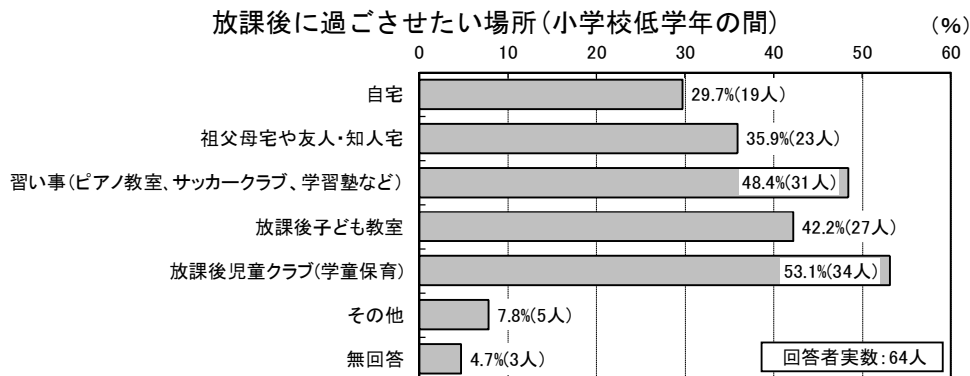


8. 小学校就学後の放課後の過ごし方

(1) 放課後に過ごさせたい場所 (複数回答)

〈小学校低学年の間〉

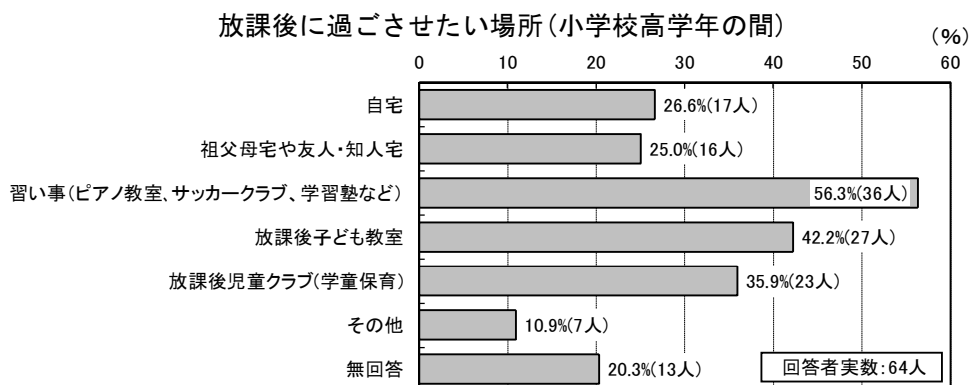
就学前の子が小学校に就学後、放課後の時間を過ごしてもらいたいと考える場所について、小学校低学年(1~3年生)の間では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が53.1%と最も高く、次に「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が48.4%、「放課後子ども教室」が42.2%となります。また、「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」を考えている保護者も3割程度います。



〈小学校高学年の間〉

放課後に過ごさせたい場所として小学校高学年(4～6年生)の間では、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が56.3%と最も高く、次に「放課後子ども教室」が42.2%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が35.9%となります。

低学年の間過ごさせたい場所と比べると、「放課後子ども教室」は同率となりますが、「習い事」が7.9ポイント高く、「放課後児童クラブ(学童保育)」は17.2ポイント低くなります。



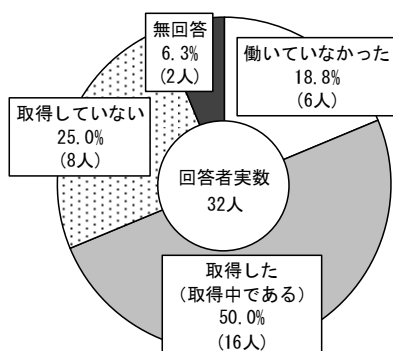
9. 育児と仕事の両立支援制度

(1) 育児休業の取得状況

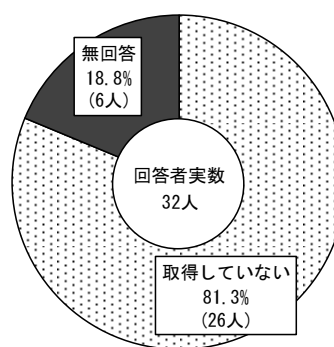
一番下の子どもが生まれた時の母親と父親の育児休業の取得について、母親の場合は、「取得した(取得中である)」が50.0%で、「取得していない」が25.0%、「働いていなかった」が18.8%となります。

父親の場合は、「取得していない」が81.3%とほとんどを占めます。

育児休業の取得状況(母親)



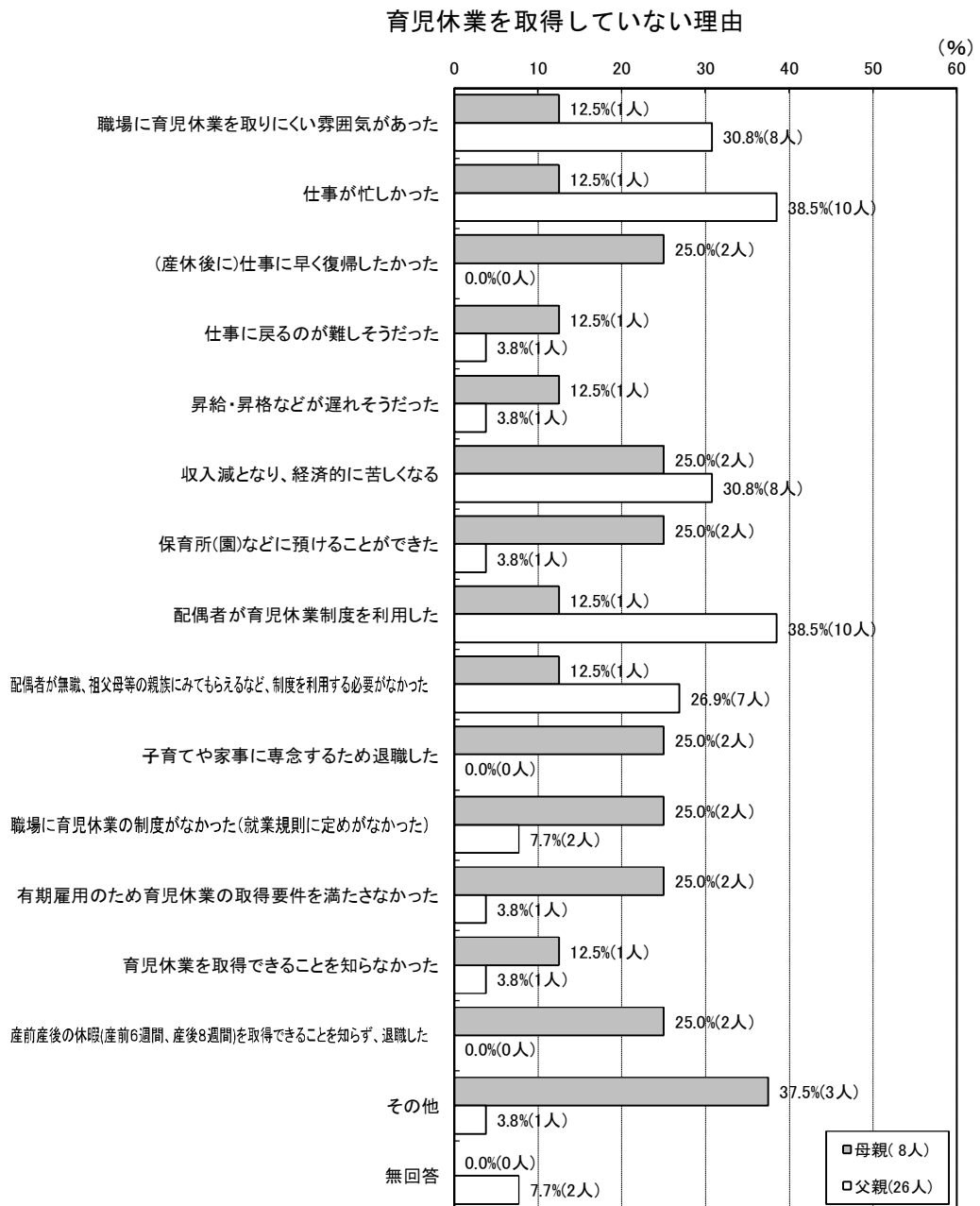
育児休業の取得状況(父親)



(2) 育児休業を取得していない理由（複数回答）

育児休業を「取得していない」と答えた母親と父親の、取得していない理由について、母親の場合は、「その他」が37.5%と最も高くなりますが、それ以外では「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」など7つの理由が、いずれも25.0%と高くなります。

また、父親の場合は、「仕事が忙しかった」と「配偶者が育児休業制度を利用した」がともに38.5%と最も高くなります。次に、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と「収入減となり、経済的に苦しくなる」がともに30.8%となります。



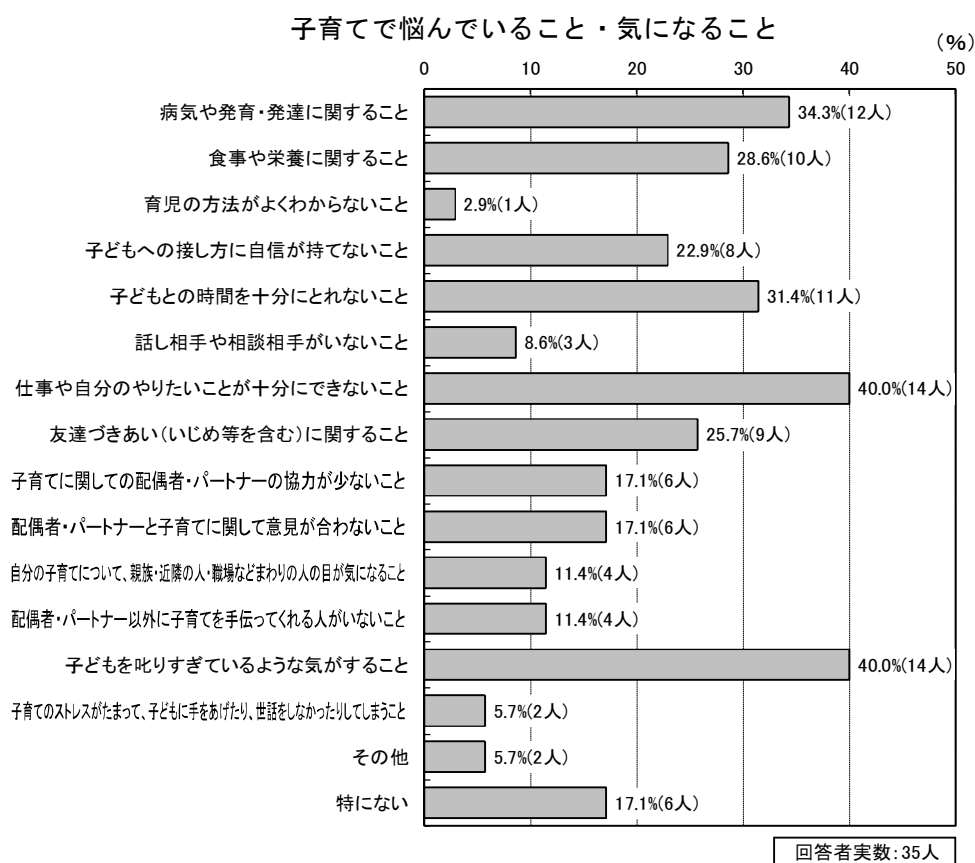
10. そのほかの子育てに関すること

(1) 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについては、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」と「子どもを叱りすぎているような気がする」とが40.0%と最も高くなります。

次に「病気や発育・発達に関すること」が34.3%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が31.4%、「食事や栄養に関すること」が28.6%、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が25.7%、「子どもへの接し方に自信が持てないこと」が22.9%となります。

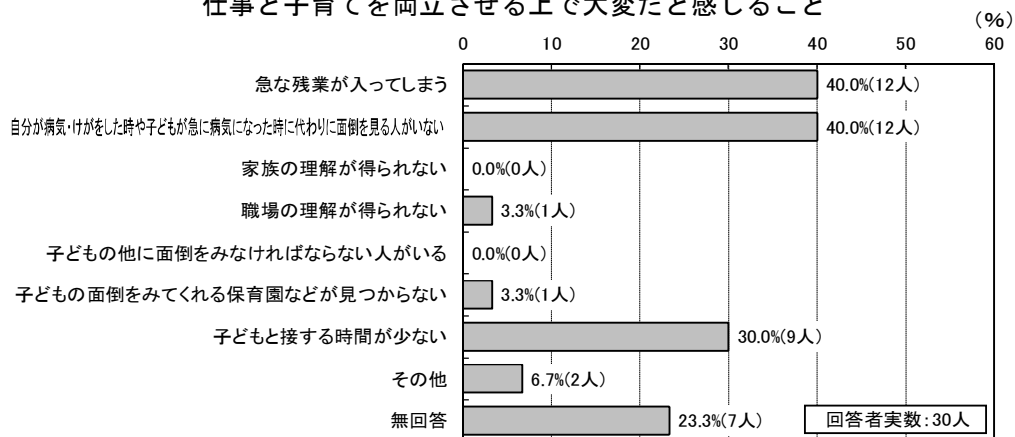
また、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまうこと」で悩んでいる保護者が5.7%で、子どもに手をあげるなどの行為が行き過ぎることがないように、相談支援や周りからのサポートを必要とする可能性がうかがえます。



(2) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること (3つまで回答)

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「急な残業が入ってしまう」と「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が40.0%と最も高くなります。次に「子どもと接する時間が少ない」が30.0%となります。

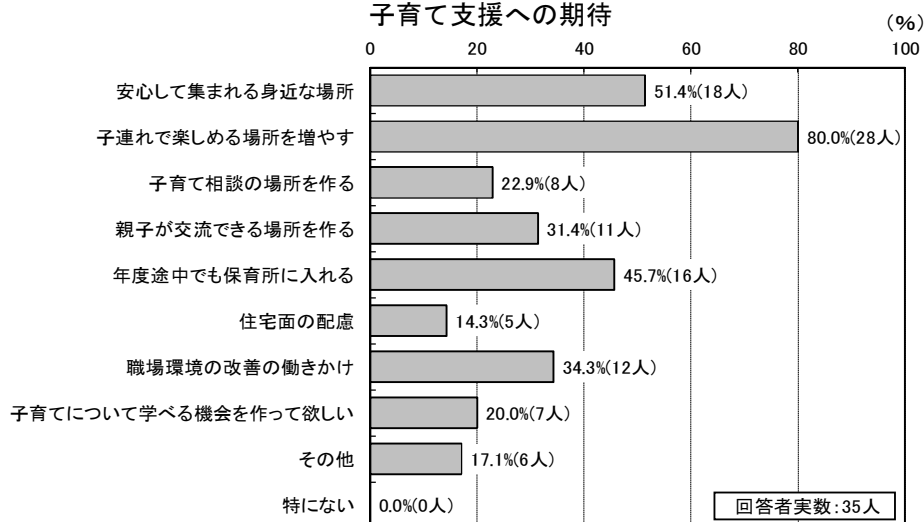
仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること



(3) 子育て支援への期待 (複数回答)

行政に対して保護者が期待する子育て支援については、「子連れで楽しめる場所を増やす」が80.0%と最も高く、次に「安心して集まれる身近な場所」が51.4%、「年度途中でも保育所に入れる」が45.7%となります。また、「職場環境の改善の働きかけ」が34.3%、「親子が交流できる場所をつくる」が31.4%と比較的高くなります。

子育て支援への期待



選択肢の略称	選択肢の内容
安心して集まれる身近な場所	親子が安心して集まれる身近な場が欲しい
子連れで楽しめる場所を増やす	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい
子育て相談の場所を作る	子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作って欲しい
親子が交流できる場所を作る	子育てサークルなど親子が交流できる場を作って欲しい
年度途中でも保育所に入れる	育児休業明けに年度途中でも保育所に入れるようにして欲しい
住宅面の配慮	公営住宅への多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい
職場環境の改善の働きかけ	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい

ときわ子どもプラン

第2期伊是名村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：伊是名村役場 住民福祉課

〒905-0695

沖縄県島尻郡伊是名村字仲田 1203 番地

電話：(0980)45-2819



伊是名村